

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
53	10月18日	12月24日	「特定融資枠契約に関する法律」が対象とする融資契約の範囲等の弾力化	<p>①借手の属性に関らず、借手保護の必要性がないことが融資契約上明らかな場合について、本法の対象とする。</p> <p>②本法の適用対象の手数料が、当該特定融資枠契約に係る変更手数料等を含むことが明確になるよう措置。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミットメントライン契約は、借主の機動的な資金調達を可能とする有用な手段であるところ、借手保護の観点から、適格借入人は、一定の契約交渉力を有する大会社等や一定のSPCに限定されている。 ・その趣旨に鑑みれば、例えば、近年ニーズが拡大しているコンストラクション・ローン(開発・建設型ファイナンス)のように、引き出しの予定時期及び金額を予め示して一定金額までの融資を約する契約などは、顧客の依頼に基づく契約であることが明らかであるため、圧力販売等の懸念がない。このように、借手保護の必要性のないことが明らかなものについては、借手の属性に係らず本法の対象とすることが適当である。 ・また、手数料に係る第3条の文言では、本法の対象がコミットメント手数料に限定されると解釈されるところ、契約変更手数料等についても、権利付与の対価である点は同様であることから、この点を明確化する必要がある。 	都銀懇話会	法務省 金融庁
54	10月18日	12月24日	残余財産売却による弁済を前提とした学校法人資金調達環境の整備	<p>①私立学校の解散時に残余財産の民間事業者等への資産売却を可とすべく改変を検討頂きたい。</p> <p>②学校法人の解散を前提とした場合の自己所有原則の例外範囲を拡大し、特別目的会社による学校資産の保有、特別目的会社からの資産借入による学校運営を許容頂きたい。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化社会の進展により、一部の学校では定員確保が困難となり、設置運営の前提となる収支バランスを維持出来なくなる場合も有り得るものとする。 ・学校廃止の際、生徒募集を停止し在学生の卒業を以て閉鎖することが一般的と思われるが、学納金収入が先細る中で閉鎖迄の運営資金確保が見通せず、募集停止にも踏み切れないようなケースでは、短期の資金需要が発生すると考える。 ・金融機関側から見て、学校法人の残余財産(特に不動産)売却代金を最終的な貸付回収原資と出来れば、資金供給の検討が容易になると思われることから、上記の要望を提出するもの。 <p>(現行基準において、設置校の廃止のみ行い法人は存置されるのであれば、所管庁の認可を前提として当該設置校資産の売却も可能と考える)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己所有原則例外適用の要望は、残余財産最終処分の実効性を確保するため、特別目的会社への資産所有権移転を前提として要望するもの。 	都銀懇話会	文部科学省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
55	10月18日	12月24日	リース業務の高度化・多様化等に対応した規制見直し	<p>銀行及び銀行持株会社の子会社等の中古物産売買及びメンテナンス業務を行う際の収入制限の見直し、①「中古物産売買等業務収入がリース業務収入を上回らないこと」の判定についてリース業務を営む会社の子会社が、実質的にリース業務を営む会社の一部門と判断される場合は、リース業務の有無に関わらず当該子会社をリース会社集団に属する会社として判断する。②金融監督庁・大蔵省告示第九号第2条第2項「リース業務を営む会社が～に属するそれぞれの会社に係る」を「リース業務を営む会社が属するリース会社集団に係る」に変更する。③同告示第九号第2条第2項第2号を撤廃する。債務者のデフォルト等に伴う物件売却等の処分を実施するまでの間に限り、銀行の「自己競落会社」と同様、他業禁止の観点から、本件に係る業務を①リース債権等の回収と②不動産の保有・管理及び売却に限定する等の措置を講じた上で、リース子会社が新たに第三者と賃貸借契約を締結することを許容すること。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中古物産の売却及びメンテナンス業務は、銀行持株会社の子会社等に解禁されたが、リース業務を行う会社に限定されており、リース会社集団内の機能分担、業務効率化の制約要因となっている。 ・現状では、空室が発生してもリース会社が直接新たなテナントと賃貸契約を締結できないことから、デフォルトしたユーザーを前面に立てた貌での管理を余儀なくされている。 ・一方、ユーザーがデフォルトしたままの状態に対テナントの前面に出ていると、物件の保守管理や処分、賃貸条件の変更、デフォルト物件に居ることによるイメージ低下や、空室増加によりビルが寂れていくことを不安に感じ、退去するテナントがある。この結果、テナントにコスト負担が発生する上、物件の処分価格は市場実勢より低くなり、債権回収の早期最大化を図ることも困難となる。 ・リース会社が新たなテナントと直接賃貸契約を締結することを認められると、テナントにとっては不安を払拭でき、移転コストをかけることなく従来通りの業務が可能となり、かつ市場実勢に即した価格にて早期処分することが可能となるため、リース会社にとっても損失を極小化することにも繋がり、リース子会社の経営の健全性にも資する。 ・本業務内容は、既に銀行持株会社及び銀行の自己競落会社に認められた業務であり、リース子会社の場合、与信対象不動産の所有者であるリース子会社が上記自己競落会社の役割を担っていることを踏まえれば、本業務の許容は、財務の健全性維持やリスク管理の観点から適切と考えられ、且つ特段の弊害もないと考えられる。 ・なお、「不動産賃貸業」とみなされないためには、以下の措置で対応可能と見られる。 ・本件に係る業務は、「自社の貸出金およびリース債権等の回収のために行う担保不動産もしくはリース対象不動産の取得・保有・管理及び売却」に限定。 ・業務遂行に当たっては、監督指針V-3-3-2(2)に記載の事項に準じるとともに、適切な早期処理を行なうための部署、担当者を明確にし、対象不動産毎に収支・損益の分別管理を行うこととする。 	都銀懇話会	金融庁
56	10月18日	12月24日	都銀等による信託業務に係る規制緩和	<p>不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の信託兼営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関においてこの業務により経営の健全性が損なわれている状況にもなく、都銀本体、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併營業務の一部を制限することの理論的根拠は不明確。 ・顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。 ・都銀等の健全なプレーヤーの参入により、不動産市場の活性化、健全化が期待でき、ひいては日本経済の発展に寄与することが期待できる。 ・金融機関の財務及び業務の健全性確保については、バーゼルⅡに基づく適切なオペレーショナルリスクの管理等により達成可能(媒介等のみであり、不動産自体を自らのB/S上に保有することはない)。 ・取り扱い対象を、一定規模を超えるもので、かつ銀行業務に関連する案件に限定することにより既存の不動産業者の事業基盤の侵害を最小限とすることは可能。 	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
57	10月18日	12月24日	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	<p>・貸金業法第24条の規制の適用対象から、①銀行等、②預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除く。</p> <p>【要望理由】</p> <p>①銀行は銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応しているところ。銀行が保有する貸付債権について貸金業法の規制が重複して適用されることは明らかに過剰であり、実務的な負担も大きい。②また、債権者は同じ銀行であるにも関わらず、一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難である。③業態を超える再編や提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除外するよう要望する。④また、貸出債権流動化市場の活発化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地より、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合については、通知を不要とすべき。</p>	都銀懇話会	金融庁
58	10月18日	12月24日	サービスが取扱い可能な「特定金銭債権」の範囲の拡大	<p>サービスが取扱い可能である「特定金銭債権」の範囲拡大(手形割引に基づく手形買戻請求権、各種手数料債権、貸付契約に付随して締結された金融デリバティブ取引契約に基づく債権等)。</p> <p>【要望理由】</p> <p>・現状のままでは、サービスを最大限活用することができず、銀行業界全体として非効率。</p> <p>・本要望が実現することにより、銀行債権をサービスへ委託するための障壁がミニマイズされ、銀行業界・サービス業界双方の活性化に繋がる。</p>	都銀懇話会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
59	10月18日	12月24日	ファクタリング業務に係る規制緩和	<p>債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」(15号のファクタリング債権関係等)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファクタリング業務は、銀行法第10条第2項に定める付随業務の一つとして、都市銀行においては関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年においては、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献している。 ・ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のアウトソーシング)が一層促進される。 	都銀懇話会	法務省
60	10月18日	12月24日	銀行子会社の業務範囲規制の緩和(短資会社の有価証券関連業務)	<p>短資会社等が登録金融機関として行う有価証券関連業務を、銀行子会社の業務範囲として容認されたい。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行ならびに銀行の子会社である保険会社および証券専門会社には有価証券関連業務への従事が認められているにもかかわらず、銀行子会社である短資会社が有価証券関連業務を営むことは認められていない。 ・市場にて短期資金の貸借、媒介を行う短資会社は銀行業務と密接な関わりがあり、銀行が短資会社に現行法規制の範囲内で出資しているケースが多いが、銀行が行う合併・買収の結果、銀行が保有する短資会社の株式が増加し、法で定められている基準を超える議決権を保有する事例がでてきている。 ・短資会社の有価証券関連業務は、保険会社、証券専門会社と同様に銀行業務との親和性があるにもかかわらず、銀行子会社の業務範囲として定められていないため、銀行が行う合併・買収の結果、銀行もしくは銀行の子会社が保有する短資会社の株式を処分しないといけない状況。これは、銀行の子会社である保険会社等が登録金融機関として有価証券関連業務を行うことができることと比較し、一貫性・合理性を欠いていると考えられる。 ・加えて、短資会社は非公開会社であるケースが殆どであり、且つ、取引先も限定的であることから、第三者宛の売却が困難な状況。 	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
61	10月18日	12月24日	銀行保有資産の有効利用に資する業務規制の見直し	<p>銀行が保有する事業用不動産の賃貸等を行う場合に関して、グループ会社向けの賃貸等については例外的に許容するなど、監督指針上の要件見直しも含め弾力的な運用を可能として頂きたい。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行の他業禁止規制の趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種リスクの混入阻止、利益相反取引の防止、銀行業務に専念することによる効率性の発揮にあるとされている。(監督指針V-3-1) ・この点、銀行が保有する事業用不動産をグループ会社向けに賃貸等を行うことについては、銀行本体及びグループ会社に対して業務範囲規制やアームズ・レングス・ルールが課されていることに鑑みれば、異種リスクの混入や利益相反取引が生じる懸念は小さい。 ・また、賃貸不動産が自用不動産を大幅に上回るなどの特殊事情がない限り、銀行経営の効率性が阻害される懸念についても小さく、むしろ、グループ会社の拠点集約など柔軟なリプレイスの選択肢が増えることにより、銀行の経営の効率化に寄与することも考えられる。 ・さらに、本件見直しを通じて、銀行・信託・証券等のグループ会社が、同一の拠点においてワンストップで多様な金融サービスを提供することが可能となり、顧客利便性の向上にも資するものと考えられる。 ・翻って、銀行の店舗統合等で生じた遊休不動産について、当該地での事業継続性等の観点から銀行として継続保有せざるを得ない場合が少なからずあるが、本件規制の存在にも起因し、長期に亘って空き家となっているケースがある。このような物件は、地域の一等地に立地している場合が多いが、街のにぎわいを阻害しており、地元商工会・自治体等からテナントを入居させて欲しいと改善要望を受けることもある。 ・このような(賃貸目的で新たに取得したものではない)遊休不動産を賃貸することについては、広く不動産賃貸業を営むこととは異なり規模が限定的、かつ遊休資産の有効利用という点で銀行の経営の効率化にも寄与するものであり、また、地域の活性化にも資する点にも鑑み、監督指針を見直していただきたい。 	都銀懇話会	金融庁
62	10月18日	12月24日	銀行持株会社集団に属する法人の海外子会社に対する収入依存度規制の緩和	<p>金融庁告示第34号第2条第1項2号、同第7条第1項2号に既定する「グループ内の銀行からの収入」に関する条件につき、銀行持株会社集団に属する法人が、海外において従属業務を営む子会社を設立する場合は、対象外とするなど、同条件を緩和していただきたい。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行持株会社集団に属する法人が、経営効率化の観点から、海外において従属業務(事務受託等)を営む子会社設立を検討した場合、グループ内の銀行から同従属業務に係る収入を得ることが条件となるが、当該国・地域において、グループ内の銀行が同従属業務の対象となる事業を展開していない場合等には、グループ内の銀行から収入を得ることが事実上困難であり、条件を充足できないことから、設立を断念せざるを得ない状況にあり、現地の競争力強化の阻害要因となっている。 ・仮に、国内のグループ内銀行から、海外子会社に対して対象事業を委託するにしても、当該委託に係る体制整備費用(システム費用、日本語対応等)が却って嵩むこととなり、当初の目的である経営効率化を実現することは困難である。 ・したがって、従属業務を営む海外子会社について、グループ内の銀行からの収入に関する条件を適用せず、「銀行持株会社集団からの収入比率」の充足のみを条件とすることを検討いただきたい。 ・銀行持株会社集団からの収入比率の充足のみが条件となれば、従属業務を行う現法の設立が容易となり、現地での業務効率化が進み、結果として顧客への還元などを通じて、サービスの向上に繋がるものと思料。 ・特に新興国へのリテールファイナンスの展開において、現地に設立する事務受託会社への委託を容易にし、経営体質を強化することで、本邦金融機関の国際競争力・プレゼンスが高まることに加え、現地で本邦金融機関のノウハウが浸透することにより現地のリテールファイナンス市場の育成にも資するものと考えられる。 	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
63	10月18日	12月24日	銀行の営業時 間変更の弾力 化	<p>営業時間変更に係る要件について、「顧客利便」要件の具体的基準として「現金自動預払機等による代替を含む」ことを明確化するとともに、「所在地等の事情」要件を撤廃するなど、弾力化頂きたい。</p> <p>【要望理由】 顧客ニーズの多様化や金融商品の高度化が進むなか、金融資産運用や住宅ローンの借入相談等については長時間を要する事が多く、日中の来店が困難な会社員等を中心に、夜間の窓口営業を望む顧客が少なからずある。こうしたニーズに対応するためには、夕刻・夜間に重点をおいた営業体制を整備する必要があるが、現行の営業時間規制のもと、顧客説明の質を確保しつつ労働法制上の制約（勤務時間管理の問題）をクリアすることは、適正コストを前提とした場合には現実的に困難である。他方、顧客においても、午前9時から午後3時までの店頭営業には必ずしも拘らないケースも多く、現にインターネット店舗や、相談業務専門の勘定レス（店頭での現金取引不可）店舗など、新たな形態の営業所も広く受け入れられている。また近年では、現金自動預払機やインターネットバンキング等の性能が大幅に向上し、現預金、為替、税公金等の取引についての機能的な代替は十分に可能となっており（平成18年5月17日金融庁パブリックコメントにおいても、営業時間変更に関して「顧客利便を損なわないこと」の具体例として、「ATM等を稼働させること」が挙げられている）、このような先進的技術の活用も踏まえ、営業時間変更の弾力化を許容いただきたい。</p>	都銀懇話 会	金融 庁
64	10月18日	12月24日	デビットカードを 活用したキャッ シュアウトサー ビスにおける規 制の明確化	<p>キャッシュアウトサービスを提供するにあたり、銀行法第12条の2第2項に定める「その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置」の一環として、銀行法施行規則の改正により、デビットカードによるキャッシュアウトサービスを実施するに当たって加盟店銀行（加盟店と契約する幹事金融機関）が取るべき措置及び加盟店銀行が加盟店に対して求めるべき措置を規定して、その実施方法の明確化をはかることをお願いしたい。</p> <p>＜具体的な規制内容（案）＞①加盟店銀行が直接加盟店を管理、直接加盟店を通じて間接加盟店（直接加盟店と契約する加盟店）を管理。②上記管理において、情報セキュリティ体制の確保のため、日本電子決済推進機構のガイドラインを遵守させる。③加盟店銀行が定める取扱金額の上限の範囲内で各加盟店が取扱の上限金額を決める。④キャッシュアウトサービスの提供に必要な体制を確保するよう加盟店銀行が指導する。⑤加盟店に対して、キャッシュアウトする金額を顧客とともに確認するよう指導する。</p> <p>【要望理由】 ・欧米等では一般的なサービスとして提供されているキャッシュアウトサービスについて、現状わが国では法的な整理が明確ではないこともあり、当該サービスが提供されていない。 ・現在、加盟店からキャッシュアウトサービスを行いたいとの要望があり、具体的にサービス開始に向けて検討中。 ・加盟店にとっては、デビットカードのショッピングの利用に付随して少額の現金を手渡すことが可能となり、来店者の利便性が向上する。 ・利用者の面からも、過去に実施したアンケート（サンプル数500名）において、キャッシュアウトサービスの利用意向を確認したところ、約50%の人が「利用したい/便利だと思う」と回答しており、顧客の利用意向も相応にある。 ・加盟店・利用者双方において高いニーズが確認できることから、銀行法施行規則の規制の下で、本サービスの提供を可能としたいもの。</p>	都銀懇話 会	金融 庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
65	10月18日	12月24日	保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	<p>①銀行が融資を行っている企業の代表者又は従業員50人以下の企業の従業員に対する、募集に係る手数料を収受した、第3次解禁商品(一時払終身保険等)(※1)や全面解禁商品(医療保険等)の保険募集の禁止(いわゆる「保険募集制限先規制」)。 ②事業資金融資担当者による第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「担当者分離規制」)。 ③融資申込中の顧客(※2)に対する第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「タイミング規制」)。 ④銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知らながら、銀行のグループ会社等が第3次解禁商品・全面解禁商品を募集することの禁止(いわゆる「知りながら規制」)。(※1)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、保険契約者が法人であるものを除き、第3次解禁商品は規制対象から除外。(※2)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、非事業性資金(住宅ローン等の個人ローン)の融資申込者については、規制対象から除外。 これらに関する規制の撤廃 【要望理由】 ・既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。 ・形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、実務上の負担大。 ・銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害している。 ・顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。</p>	都銀懇話会	金融庁
66	10月18日	12月24日	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	<p>構成員契約規制の撤廃。 【要望理由】 ・構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。 ・形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。 ・規制対象となる「密接な関係を有する者」(特定関係法人)の範囲が幅広く、直接出資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。 ・規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や出資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。 ・金融コングロマリット化が進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。 ・損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性を欠く。 ・顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
67	10月18日	12月24日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	<p>非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行が保険を販売する際にのみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。 ・すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい(実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害)。 	都銀懇話会	金融庁
68	10月18日	12月24日	外貨定期預金(1年物)の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し	<p>外貨定期預金(1年物)について、以下のケースで物理的に暦年ベースで1年を超えるケースでも、「同一内容の特例」を適用し、法定書面の交付省略の許容。①期間応当日が休日(海外の休日を含む)の場合に翌銀行営業日を満期日とする取扱い。②月末営業日が預入(継続)日の場合で、期間応当月の月末営業日を満期日とする取扱い。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間1年物の外貨定期預金について、技術的なシステム仕様から預入期間が暦年ベースで1年を数日超える可能性があるが、数日超えることによる顧客のリスク度合いは変わらず顧客保護の観点からも問題ない。 ・また、1年を数日超えることにより法定書面を送付することについて、顧客からの苦情も散見される。 	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
69	10月18日	12月24日	特殊関係者を新たに有することになった場合の届出対象範囲の見直し	<p>銀行の特殊関係者のうち、銀行の子会社が信託やリース等の事業目的で設立する特別目的会社（以下、「SPC」）については、特殊関係者を新たに有することになった場合の届出対象外として頂きたい。</p> <p>【要望理由】</p> <p>銀行の子会社が事業目的で設立するSPCについては、件数が多い一方、特殊関係者に関する届出の趣旨である他業混入リスクは極めて低く、銀行及び銀行持株会社の経営の透明性・健全性を確保することの重要性に鑑みても、実需と効果に比して負担が大きく、上記のようなSPCは「特殊関係者」に該当しないものとして頂きたい。銀行法は、その目的を達成するため、銀行や銀行持株会社が一定の行為をなす場合等において監督当局に対し届出を行うことを義務付けており、銀行法（以下「法」）53条1項8号、銀行法施行規則（以下「施行規則」）35条1項14号ないし16号は「特殊関係者」につき、新たに有することになった場合等に届出を要するものとしている。ここで「特殊関係者」とは、銀行の子法人等および関連法人等を指し、それらは、アームズレンクスルール（法13条の2、施行令4条の2第1項）、連結大口信用供与規制（法13条2項、施行規則14条の4）などの各種規定の適用範囲を画する概念として機能する。そのため、「特殊関係者」に関する届出は、銀行法上の上記規定の適用対象となる法人等の有無につき金融庁へ情報提供する機能を有することになるが、施行規則35条1項16号が「特殊関係者がその業務の内容を変更することになった場合」を特に届出事由と規定していることからすると、特殊関係者に関する届出の主な趣旨は、子法人等及び関連法人等が営む業務に起因する異種のリスクが親銀行に及ぶことを防止するという法12条が規定する銀行本体における他業禁止の徹底をモニタリングすることにあると考えることができる。これは、主要行向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」）V-3-3（注1）において、施行規則35条14号に基づく子法人等又は関連法人等に関する届出の受理に当たっては、「当該子会社等の定款若しくは当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する」として、「業務範囲規制を確認することが明記されていることも整合的である。現行の規制の下では、銀行の子会社が信託やリース等の事業目的でSPCを設立する場合、これらの会社が銀行の子法人等、関連法人等に該当する場合は、届出が必要となる。しかし、以下に述べる通り、当該SPCの設立等については届出を不要としても、特殊関係者に関する届出の趣旨には反しないと捉えられる。銀行が子会社を新たに保有しようとする場合には、銀行経営の健全性確保の観点から、原則として金融庁の認可を受けなければならないとされている（法16条の2第4項、施行規則17条の5第2項。但し、一定の子会社については事前届出のみ（法16条の2第4項・53条1項2号））。すなわち、銀行が子会社を新たに保有する時点で、当該子会社の業務については、金融庁が認可制度（一定の場合は事前届出）に基づきその業務内容等を十分に吟味しており、当該子会社が、許容された子会社対象会社の業務を遂行する目的の範囲内で、その一環として当該目的に業務を限定されたSPCを設立するのであれば、当該SPCの設立により追加的に銀行本体に異種のリスクが混入する危険性を生じさせるものではないと理解できる。そのため、当該SPCの設立等については、「特殊関係者」に関する届出を不要としても、銀行本体における他業禁止に鑑み、子法人等及び関連法人等が営む業務に起因する異種のリスクが親銀行に及ぶことを防止するという他業禁止の徹底をモニタリングすることを可能にするという法の趣旨に反するものではないと考えられる。以上のように子会社が営む事業遂行の目的でSPCが設立される場合には「特殊関係者」に関する届出の対象とならないとの制度とする場合、ここで「特殊関係者」の概念は、施行規則35条1項14号ないし16号でのみ使用されていることからすると、施行規則35条第1項14号で定義されている「特殊関係者」から、「銀行が認可または事前届出のもとに保有する子会社が、その許容された事業を遂行する目的のみにおいてその一環として設立するSPC」を除くことによって実施可能と考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁
70	10月18日	12月24日	銀行代理業の許可申請（届出）に関する規制緩和	<p>銀行代理業者の許可申請書（変更届）について、次の通り規制を緩和いただきたい。①当該銀行代理業者が「銀行」である場合は、営業所等の名称・所在地や役員氏名など、別途「銀行」として届出している事項については、銀行代理業者としての届出を不要とする（もしくは、「銀行」としての届出に代理業者であることを表示すれば足りるものとする）。届出そのものの廃止が困難な場合、少なくとも、役員届に係る住民票・謄本、誓約書、経歴書の添付、および営業所届に係る業務内容、人員体制、地図・略図等の添付を不要とする。②届出対象会社の範囲を、銀行代理業者の子法人等・親法人等までとし、海外企業は対象外とする。仮に、これが困難な場合でも、子法人等・親法人等・親法人等の子法人等の代表者の記載を不要とする。③「2週間以内」とされている届出時限を緩和する。</p> <p>【要望理由】</p> <p>銀行代理業者に課せられている届出義務については、内容・時限とも、銀行及び銀行持株会社が別途求められている各種届出・報告と比して、厳しいものとなっている（経営実態報告の報告サイクルは半年ごとであり、代表者名については記載不要）。また、銀行代理業者が「銀行」である場合は、営業所や役員の変更について、根拠規定の異なる複数の届出を行う必要があることに加えて、銀行代理業者の役員変更届については住民票等の添付が求められている（「銀行」としての届出にはその様な規定はない）など、過剰感が極めて大きい。更に、届出対象に数十・数百といった多数の企業を要する大企業グループが含まれている場合には、銀行代理業者が2週間以内に変更の届出を行うことは、実務的な観点からは事実上対応が不可能であり、銀行代理業制度の利用を促進する上でも、届出手続の見直しを図ることが有効と考える。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
71	10月18日	12月24日	基準議決権数超過保有に係る申請手続の簡素化	<p>銀行又は銀行持株会社が基準議決権数を超過して議決権を保有する場合について、一定の要件を満たした場合において、金融庁及び公正取引委員会にて「届出」を行うことにより、両所管庁の承認又は認可を取得したとみなすものとして頂きたい。</p> <p>【要望理由】 実務上、担保権の実行や会社の自己株式取得等により、基準議決権数の超過に至るケースが少なからずあるなか、当該会社の株式が未上場又は銀行が当該会社のインサイダー情報を有しているなど、規制期間内(取得・保有した日より一年以内)での議決権譲渡が相当困難又は事実上不可能な場合がある。また、金商法第166条6項3号では「法令上の義務に基づき売買等をする場合」をインサイダー取引規制の適用除外としているが、「法令上の義務に…」における法令の中に銀行法や独占禁止法が含まれるかが明確にされておらず。一方、金融庁内では平成24年に「法令上の義務に基づき売買等をする場合」を規制期間内に適用することは不可と整理しており、現状インサイダー情報を有している場合の基準議決権超過対応としては、金融庁の承認及び公正取引委員会の認可を受けざるを得ない状況となっている。このため、一定の要件(例えば、当該会社の株式が未上場、もしくは当該会社のインサイダー情報を有しているなど、短期間での議決権譲渡が困難な場合、または、当該会社の経営改善計画が策定されている場合等)を満たすことを前提とし、届出をしたことをもって両所管庁の承認又は認可を取得したとみなすことによって、議決権規制に係る事務の合理化を図るものである。</p>	都銀懇話会	公正取引委員会
72	10月18日	12月24日	銀行が営む信託契約代理店業に係る財務局宛届出書の緩和	<p>①銀行が信託契約代理業を営む場合、役員の兼職状況について、届出不要として頂きたい。 ②信託業法第68条第1項各号の変更届出手続きについて、変更の都度届け出る方法以外に、例えば、6ヶ月毎等、一定期間に生じた変更をまとめて届け出る方法によることも可として頂きたい。</p> <p>【用脳理由】 金融商品取引法において、金融機関が登録金融機関として金融仲介業務を行う場合には、役員の兼職状況については、登録申請書の記載事項とはされていない(金融商品取引法第33条の3第7項、金融商品取引法等に関する内閣府令第44条)。一方で、金融機関以外の法人が登録金融機関として金融仲介業務を行う場合には、役員の兼職状況については、届出対象である(金融商品取引法第31条の4)。また、銀行法においても、銀行等が銀行代理業を営む場合には、役員の兼職状況については、届出不要とされている(銀行法第52条の37第6項、同法第52条の61第1項及び第3項、同法施行規則第34条の32第2項)。一方で、銀行等以外の法人が銀行代理業を営む場合には、役員の兼職状況については、届出対象である(銀行法第52条の37第6項、同法施行規則第34条の32第1項)。これらは、銀行の役員の兼職については許可制(銀行法第7条第2項)とされ、直接当局の監督下にあるためであり、役員の兼職状況に係る届出を不要としても監督の実効性が損なわれるものではないからである。銀行が信託契約代理業を営む場合もこれと同様であると考え。信託業法第71条第1項は、信託代理店を適切に監督するために届出義務を課しているものと思われるが、変更届出書を定期的に提出する方法を加えることにより本条文の実効性が損なわれることはないと考え。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
73	10月18日	12月24日	銀行代理業者の子法人等に関わる変更届出書に関する規制緩和	<p>①銀行代理業者からの届出を要する法人等の範囲およびその内容の限定。 ②財務省関東財務局への報告期限の延長(報告期限の1ヶ月間等への変更)。 【要望理由】 本届出は、銀行法第52条の39第1項に基づく届出として、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等についての確認に供される。具体的には、親法人等およびその子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名または名称および業務の種類について、銀行代理業の許可の申請書の記載事項からの変更を届出させることにより、銀行代理業務における利用者保護を趣旨としているものと解される。この点、銀行法施行規則34条32第2項に規定される親法人等の子法人の範囲は極めて広く、実態において、利用者保護の観点から必ずしも重要度が高いとはいえないものも含まれると想定される(銀行代理業者による①預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、②資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、③為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を受けようとする利用者が、契約締結の検討にあたり、親法人等の子会社等の全ての商号変更等に係る情報の提供が、利用者保護の観点から必須とはいえない場合があると解される)。関東財務局宛には銀行代理業者が報告を行うが、その内容は所属銀行が週次等で情報を取り纏めた上で銀行代理業者に情報提供をしており、所属銀行および銀行代理業者双方に相応の管理負担が発生している状況。特に、特殊関係者を含む海外法人等における変更の把握については、報告・集計・確認等に相応の時間・負荷を要している。銀行代理業における利用者保護の趣旨を鑑みた場合、その実態的なメリットに比して、所属銀行・銀行代理業者の管理負担が大きいのが実態との認識。従って、届出を要する法人等の範囲およびその内容を銀行代理業の利用者保護に直接的な有効性を有する範囲への限定(一定規模以下の親法人等の子法人等については届出対象外とする等)、また、変更届出期限の1ヶ月間等への延長をお願いしたい。</p>	都銀懇話会	金融庁
74	10月18日	12月24日	株式担保付シンジケートローン債権の債権譲渡時の振替手続きの簡素化	<p>新質権口座を開設することなく、既存質権口座において債権譲渡を実施した金融機関(以下、新規行)を追加すること(共有者名義の変更)で完結させたいもの。(例)当初「A行、B行及びC行」が参加する株式担保付シンジケートローン案件で、今般A行からD行に一部債権譲渡を実施。⇒既存質権口座(名義はA行、B行及びC行の連名)にD行を追加する共有者名義口座の変更を実施することでD行の効力発生要件を充足させる。 【要望理由】 ・債権譲渡の度に新質権口座を開設することで口座開設の事務手間が発生すること。・既存参加金融機関(以下、既存行)から新質権口座開設の為に資格証明書等の本人確認資料を徴求しており、既存行の事務の手間がかかる為。</p>	都銀懇話会	法務省 金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
75	10月18日	12月24日	銀行(銀行持株会社)の取締役の兼職認可の緩和	<p>銀行(銀行持株会社)の常務に従事する取締役が、同一グループ内の持株会社、傘下銀行、子会社の常務に従事する場合については、事前に「届出」することをもって「認可」を取得したものと看做すものとして頂きたい。</p> <p>【要望理由】 銀行持株会社は、その子会社である銀行及び子会社対象会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことはできないとされており、また、その業務を営むに当たっては、「その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない」とされている。(銀行法第52条の21)このように、銀行持株会社の取締役及び執行役が、当該銀行持株会社において、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するという職責を負っていることを踏まえれば、当該銀行持株会社の子法人等の常務の兼務については、現行規制が求める子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないという条件を自動的に満たしていると考えられる。(換言すれば、当該条件を満たさないのであれば、銀行持株会社の取締役又は執行役に就任することがそもそもできないと考えられる。(尚、就任に際しては届出が実施されている。))上記の通り、銀行持株会社の取締役又は執行役が、子銀行の常務に従事する場合については、他の一般の会社の常務に従事する場合とは異なり、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないことを踏まえれば、一律の事前認可取得を義務付けることは過剰である。グループ経営の中では、持株会社やグループ会社の取締役が、同一グループ内の他社の業務を兼職することは一般的に行われている。銀行(銀行持株会社)においても、グループ内での兼職は、グループ経営上の最適な人材配置を検討した結果によるものであり、相応の時間と手続が必要となる事前認可の取得は、機動的且つ柔軟な人材活用の妨げとなる。同認可は、総会決議、取締役会決議および対外公表よりも前に取得することが望ましいと考えられるが、一方で、情報開示および情報管理の観点からは、役員人事の内定から公表まではできる限り短期間とすることが望ましいことから、対外公表前に認可を取得できないケースもある。</p>	都銀懇話会	金融庁
76	10月18日	12月24日	臨時休業等における業務の再開に係る店頭掲示の緩和	<p>銀行法施行規則第17条第4項第4号に規定される「休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」においては、公告のみならず、業務再開時の店頭掲示期間を業務再開当日とすべく、店頭掲示期間を見直して頂きたい。</p> <p>【要望理由】 銀行法第16条において、臨時的休止および業務の再開において、届出書の提出、公告、当該営業所の店頭掲示が求められるのは、銀行の業務の停止は資産内容に重大な影響を及ぼし、預金者保護の見地から一般公衆の被る損害を極力限定するために速やかに適切な善後措置を講ずる必要があることによる。ただし、銀行法施行規則第17条第4項第4号において「休業期間が1営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」において、休止および再開の公告を不要とする趣旨は、休業期間が1営業日に亘らず、当該営業日に必要となる業務は滞らず、お客さまへの影響が限定されることから解される。「休業期間が1営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」においては、再開の目途も立っており、休止の店頭掲示において再開の目途を記載することで、お客さまの当該営業日に必要な業務の対応の可否につき、判断ができ、お客さまへの影響を限定することが可能である。また、金融業界においても、ホームページの創設、インターネットバンキングの浸透等、お客さまに対する情報提供の手段は多岐に渡っており、過料の制裁を以って一ヶ月間の店頭掲示を規定する趣旨が乏しくなっている。期間を定めた店頭掲示に係る規定は銀行法第38条の廃業等の公告があるが、廃業等の公告であっても1ヶ月を下らない期間の掲示であり、「休業期間が1営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」においても業務再開につき、同期間の店頭掲示を過料の制裁が課される法定にて求めるのは過重である。また、例えば民事訴訟法における法的効力を有する公示送達の場合においても掲示を始めた日から2週間を経過することによって、その効力を生ずることを鑑みれば(民事訴訟法第112条)、業務再開の店頭掲示につき、1ヶ月を定めるのは不当に長いものと思料する。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
77	10月18日	12月24日	「事業の譲受け」に関する広告義務の緩和	<p>①公告実施期限の「2週間以内」から「4週間以内」への延長。 ②軽微基準等による公告手続きに関する一部免除規定の導入。</p> <p>【要望理由】 実務上、事業譲受け案件(特に海外企業からの国際的な譲受け案件)では、(1)譲渡側の決議機関(取締役会等)スケジュールとの兼ね合い、及び(2)当事者間の決議後に契約文言の最終調整を行う例が多いこと等、により、決議日から最終契約締結までに一定期間(1~2週間程度)必要となる場合が多い。公告実施までには、上記期間に加えて公告準備期間(枠取り等)が必要*であり、状況次第では現状の公告実施期限(決議後2週間)内に対応できないケースが想定される。その場合、現行規制下では取締役会を再度開催し決議する必要が生じる。 *官報掲載に関しては、実務上、掲載日(公告日)の5~6営業日前になると掲載取り消しができないことから、枠取りは最終契約締結後に行うことが望ましい(決議後、契約締結までの準備期間に並行して公告枠の手配を行うと、仮に契約締結が当初想定よりずれ込んだ場合、掲載取り消しができない可能性あり)。実務上、取締役会の開催に関しては、昨今増加している社外取締役の日程調整等も必要となり、当該公告実施期限の修正目的で取締役会を開催する負担感は増大しており、状況によっては開催が困難な事態も想定される等、特にクロスボーダーの買収案件において円滑に事業譲受けを行う上での課題となっている。また、併せて重要性の如何による公告手続きの免除についてもご検討いただきたい(例:軽微基準を設ける等による一定規模以下の事業譲受け案件に関する公告手続きの免除)。</p>	都銀懇話会	金融庁
78	10月18日	12月24日	債権回収会社の社名表記規制の緩和	<p>一定要件を満たす債権回収会社については、商号中に債権回収という文字を用いることを必須としない措置を要望する。</p> <p>【要望理由】 本法の立法趣旨は、「不良債権の処理等を促進するため、弁護士法の特例として、債権管理回収業を法務大臣による許可制をとることによって民間業者に解禁する一方、許可に当たり、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するための仕組みを講じるとともに、許可業者に対して必要な規制・監督を加え、債権回収過程の適正を確保しようとするもの」とされる。立法当時の金融環境にあつては、「不良債権処理」に射程があつたが、昨今においては、金融円滑化への取り組み等も含め、正常債権の段階から不良債権処理までを、債権回収会社が一貫して受託する形態にも合理性が認められる。しかしながら、現行法制下での顧客側の受け止めとして、正常債権の段階において、「債権回収」を称する会社と接触することへの抵抗感・不信感を抱くケースが少なからず認められ、潜在的トラブルリスクを内包していると言える。拗って、例えば、適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等、債務者保護のための一定要件を充足する債権回収会社においては、例外的に「債権回収」の文字の使用を要しないこととする措置が、本邦金融取引の健全な発展に資するものと考えらる。</p>	都銀懇話会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
79	10月20日	12月24日	車検	全廃が望ましいのですが、それが無理なら最低限形骸化した12ヵ月点検を廃止してください。	個人	国土交通省
80	10月21日	12月24日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●銀行等による保険募集に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特性上有する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等、保険契約者等の利益を害することを防止するため、保険募集にあたり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 ●「銀行等」と「事業資金等を借り入れている利用者」という両者の力関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことにより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。 	明治安田生命保険相互会社	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
81	10月21日	12月24日	企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止する、いわゆる「構成員契約規制」については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き現行規制を維持していただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険業法等では、使用者と使用人間の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを防止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止している(いわゆる「構成員契約規制」)。 ●雇用関係に基づく圧力募集等は問題が表面化しにくく、また、生命保険がもつ長期性・再加入困難性に鑑みると、被害者を事後的に救済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護のため事前規制として同ルールが導入されている。昨今の雇用情勢の悪化から、使用者と使用人の雇用関係に基づく、使用者の使用人に対する立場の優越度はさらに高まっており、同ルールの存置が必要な状況にあると考えられる。 ●上記状況を勘案し、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行規制を維持していただきたい。 	明治安田生命保険相互会社	金融庁
82	10月21日	12月24日	デジタルダーツ機に関する風営法適用除外へのお願い	<p>デジタルダーツ機を風営法適用除外にしたい。まず始めに、ダーツはハードダーツとソフトダーツとがあり、発祥はハードダーツでございました。その後、米国におきまして、ソフトダーツが開発され、比較的安全に行える気軽なスポーツとして発展して参りました。その米国発祥のソフトダーツが、今日、デジタル機器の進歩により、自動集計機能が備えられた機器として生まれたのです。これにより、日本ではそれまでのダーツプレーヤーが一気に50万人(推定)に増え、ダーツが日常的になって参りました。現在、ハードダーツ、ソフトダーツ共に点数計算を手動で行う場合はスポーツと認定されておりますが、デジタルダーツ(自動集計機能付き)のみ風営法が適用されると言う状態が発生しております。デジタルダーツの場合、大会を開きたくても風営法という壁により、大会を断念せざるをえなくなっております。一例と致しまして、ボウリングと比較させていただきますが、ボウリングは球を投げ、倒れたピンの数を自動集計し、ストライク!とモニター表示されるのは良く、ダーツを投げて、刺さったボードの位置により点数を自動集計し、TON80!と表示されるのが風営法で規制される、この差は何なのでしょう?もし、風営法適用除外が叶いましたら、デジタルダーツボードは我が国のみならず、世界で2300万人いと言われる競技者と切磋琢磨でき、今後のスポーツとして益々の発展が考えられます。また、平均18gのダーツと呼ばれる矢を投げるのですが、老若男女、障害の有無を問わず、同一基準で行うことの出来る数少ない室内スポーツです。しかしながら、実際に、風営法のため、表彰の際、トロフィーの授与さえ行うことができません。これは名誉さえ与えることが出来ないということなのです。これではスポーツとしての向上心を妨げられ、健全な発展を遂げることを法律が拒否していると考えられるのです。以上のことを踏まえまして、デジタルダーツ機を風営法の適用除外にいただけます様、切にお願い申し上げます。</p>	個人	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
83	10月21日	12月24日	流通・取引慣行ガイドラインの見直しに関する要望(価格制限行為規制の適用除外等)	<p>メーカーと流通業者との関係を規律する規制の中心となるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)」と、具体的にどのような行為が同法に違反するかについての解釈指針である「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針(流通・取引慣行ガイドライン)」である。このガイドラインは平成3年(1991年)に施行され、当時の日米貿易摩擦等を背景として、日本の流通が取引上立場の強いメーカーによって支配されていることにより、日本市場が閉鎖的であるとの前提の下、メーカーの流通事業者に対する行為を特に強く規制しており、結果として、両者が連携して消費者ニーズを把握することすら出来ない内容となっている。しかし、メーカーと流通との力関係が変わったことやインターネット事業者を初めとする新しい流通が登場するなど、国内消費市場の状況が当時とは大きく変化し、価格下落のスピードアップと下落幅が想定をはるかに超えて拡大している中、同ガイドラインは施行後20年以上実質的な改正を経ないまま今日に至っている。</p> <p>我が国が長引くデフレからの脱却を果たす上では、GDPの3/4を占める国内消費市場の活性化が重要であり、メーカーと流通が連携して消費者に対して付加価値を提供することで、シェア維持のための安価競争という悪循環から脱却し、適切な商品価値を維持し、収益を確保することにより、さらなる魅力的な商品を開発して国内に優先的に供給し、イノベーションにつなげるという本来の競争環境を整備する必要がある。欧米においては、メーカー優位の市場構造を前提とした制度から、市場構造の変化に対応した制度変更が実施されており、日本よりも柔軟なマーケティング戦略を採用することが可能となっている。企業活動のグローバル化に鑑みれば、日本においても欧米並みの規制に見直すことが必要である。たとえば、新規商品を市場に投入した一定の期間については、消費者メリットを考慮した上で、価格制限行為規制の適用を除外することなどは、欧州の判断基準と比較しても合理的なものといえる。さらに、消費者にとっても、低価格のみがメリットであるかのような市場から脱却し、適切な対価を払えば多様化したニーズに応じた最適な商品・サービスが手に入り、いたずらにコストダウンされた粗悪品を購入してしまう心配もないという市場環境は、メリットをもたらすものと確信する。以上により、緊急に流通・取引慣行ガイドラインの見直しを要望する。</p>	電子情報技術産業協会、日本電機工業会、日本冷凍空調工業会	公正取引委員会
84	10月22日	12月24日	軽自動車規制撤廃	<p>軽自動車規制は、下記の問題があり、撤廃することで、ユーザーの負担軽減、選択肢の増加、メーカーの専用車開発負担の低減、国際競争力増加が図られる。また、最高速度に応じた衝突基準とすることにより、ユーザー負担の公平化と低燃費低価格の車を実現できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気量の規制について、急加速を防止することが目的であるならば、パワーウエイトレシオで規制しないと意味がない。そもそも、自然吸気とターボでは排気量と出力の関係が異なり、電気自動車では排気量自体存在せず、排気量規制の合理性が全くない。なお、大出力を好む消費者には、コストの高いターボの購入を強制させている。 ・排気量の規制の目的が低燃費であるならば、燃費値(CO2排出量)で規制すべき。同じ排気量でも燃費値は当然全く異なり、排気量の規制は全く意味がない。 ・車両サイズを規制することで、取り回し性能の良い車となっているが、ヴィッツ等の普通小型車のサイズで困る道路はごく限られており、細い道路を走らない大多数の消費者が、衝突安全性の低い、或いは衝突安全性を確保するために余計なコストをかけた車を購入させられている。軽自動車の本来の趣旨は、低価格の車を普及させることであり、全く逆の効果となっている。 ・地方の生活者のために、低価格車を実現することは必要であるが、それは、排気量やサイズの規制では合理性がない。低価格で低燃費の車両を実現するためには、最高速度ごと(たとえば80、60km/h)に衝突安全基準を設けるべきである。これにより、車両強度・重量を落とすことができ、低価格、低燃費の車を普及させることができる。 <p>2001年3月の規制緩和推進3か年計画でも、政府の直接的な規制を必要最小限とし、仕様規定を性能規定化すると謳われており、軽自動車に限らず、排気量や不必要なサイズ他、様々な自動車関連規制の撤廃、合理的な最小限の性能規定化は、喫緊の課題である。</p>	個人	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
85	10月22日	12月24日	事業型ファンド（金融商品取引法では出資対象事業持分）における金銭の分別管理方法について	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令第125条第2号に規定される管理方法に、事業型ファンドの事業の金銭の管理のために開設されたことが明らかな事業者名義の預金又は貯金で管理する方法も、適切な方法より金銭が管理されているものに含まれることを明確化していただきたいのです。（例えば、他の目的に使用されたことがないことを通帳の入出金の状況により確認できる場合や、口座の開設日が募集開始日の前であること等です。）事業型ファンドの分別管理の確保につきましては、金融商品取引法第40条の3において求められており、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「金商業府令」といいます。）第125条において分別管理態勢の具体的な基準が規定されております。また、金商業府令第125条において規定されている具体的な基準の1つとして、同条第2号に金銭の適切な管理方法が規定されており、同号ロにおいて「銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫又は外国の法令に準拠し、外国において銀行法第10第1項第1号に掲げる業務を行う者への預金又は貯金（当該金銭であることがその名義により明らかなものに限る。）」と規定されております。当該法令の趣旨としましては、事業型ファンドに関する金銭の分別管理の実効性を高め、事業型ファンドに関して出資され、または拠出された金銭が、事業者の固有財産その他当該事業者の行う他の事業に係る財産と分別して管理されていることを確保することであると理解しております。しかしながら、一方では、事業型ファンドの名義を口座名義に明記した形での預貯金口座の開設は、ここ数年、金融機関の口座開設の審査が通らないケースが増加しております。そこで、事業型ファンドの名義を口座名義に明記しているか否かに関わらず、当該事業型ファンドの事業の金銭の管理のために開設されたことが明らかな事業者名義の預金又は貯金につきましても、適切な方法により金銭が管理されているものであると金商業府令第125条第2号に規定される管理方法に明確化していただきたいと考えております。</p>	民間企業	金融庁
86	10月22日	12月24日	信用保証協会保証付債権の譲渡に関わる要件の緩和	<p>再生ファンド等に譲渡する際の要件として、現状認められている中小企業再生支援協議会の策定支援計画等に加え、「認定支援機関が関係者と合意のうえ策定した再生計画」を追加する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>中小企業再生支援協議会等が関与していない計画に基づいて再生支援を行う場合、「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡できず、中小企業の再生が迅速に行われない事例もみられる。</p> <p>認定支援機関は、国が認定している機関であり、再生の公平性及び客観性が確保されるとみられるため、「認定支援機関が関係者と合意のうえ策定した再生計画」については、「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡出来るよう要件を追加していただきたい。</p> <p>これにより、認定支援機関を中心とした事業再生が活発化すれば、事業再生の実効性がより一層高まるものと考えられる。</p>	一般社団法人第二地方銀行協会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
87	10月22日	12月24日	動産譲渡登記の公示性の強化	<p>動産譲渡登記が、占有改定による譲渡担保に優先するよう制度改正する。</p> <p>【提案理由】 担保権設定時に占有改定による譲渡担保権の有無を完全に確認することが困難であることから、地域金融機関の動産担保融資取組みを推進する観点から、動産譲渡登記を優先するよう手当てしていただきたい。</p>	一般社団法人第二地方銀行協会	法務省
88	10月22日	12月24日	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	<p>事務負担軽減等の観点から、不良債権開示の一元化を図る。</p> <p>【提案理由】 「リスク管理債権」は、米国基準との同等性等の観点から開示が求められているが、米国一国の基準に拘ることに合理性はないと考える。他方、「金融再生法開示債権」は、(1)対象資産の範囲が貸出金だけでなく総与信に拡大されている、(2)債権ベースではなく債務者ベースで開示、という点で自己査定に準じた開示内容になっており、「リスク管理債権」を並行開示する意義は乏しい。また、事務負担の軽減にも資すると考えるので、是非一元化を図っていただきたい。</p>	一般社団法人第二地方銀行協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
89	10月22日	12月24日	保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外	<p>生命保険募集人である企業の役職員、および当該企業と密接な関係を有する法人の役職員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外する。</p> <p>【提案理由】 本規制は、形式基準であるため自行の役職員からの自発的な申し出にも対応できないなど、顧客の自由な商品・サービス選択や利便性を阻害している。 あわせて、「密接に関係を有する者」の範囲が広く、銀行職員が少数出向している企業や、圧力販売が起こり得ない大企業まで規制対象となっており、顧客の理解を得にくい状況にある。 金融機関の金融サービス機能を一層充実させる観点からも、銀行を本規制から除外すべきである。</p>	一般社団法人第二地方銀行協会	金融庁
90	10月22日	12月24日	ビル衛生管理法、及び事務所衛生基準規則の浮遊粉塵基準の0.15mg/m ³ は早急に改定すべき	<p>ビル衛生管理法、及び事務所衛生基準規則の浮遊粉塵基準の0.15mg/m³は早急に改定すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この浮遊粉塵濃度基準の0.15mg/m³は、元々1968年の大気汚染防止法の値を参考に、1971～72年に決定されたもので、環境省の大気汚染による「微小粒子状物質PM2.5に係る環境基準」は、2009年9月に「1年平均値が15μg/m³(=0.015mg/m³)以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³(=0.035mg/m³)以下であること。」と告示された。 ・一般屋内の浮遊粉塵の大半はPM2.5のタバコ煙由来であるが、大気汚染と屋内由来で健康影響(毒性)が特段に違っているものではない。環境省の基準を参考に早急に改定すべきであり、環境省の基準値が決められて4年も経つのに0.15mg/m³が全く見直されないのは、国民の健康を損ない続けている。 ・WHOの発がん性を評価している専門組織の国際がん研究機関(IARC)は2013/10/17に、PM2.5を含む粒子状物質について、肺がんなどの発がん性の5段階のリスク評価で最も危険が高い「グループ1」に分類し、アスベスト、喫煙、コールドールなどと同等のリスクに当たると発表した。 	NPO法人子どもに無煙環境を推進協議会、NPO法人日本禁煙学会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
91	10月22日	12月24日	アプリ(前払式バーチャルコイン付き)廃止時における日刊新聞への公告義務について電子的な代替手段の活用	前払い式バーチャルコイン付きのアプリを廃止しようとするときは、その旨を「新聞公告」でもって利用者に周知することが義務付けられている。そこで、廃止を周知する手段として、紙メディアである「新聞」だけでなく、自社ウェブサイトなどの電子的な周知方法をもって代えられるような規制改革を求める。 廃止しようとするアプリは、ビジネスとして収益を上げられていないものが多い。その一方で、日刊新聞への公告には、安くとも数十万円の費用が発生する。アプリ利用者の残金がわずかであっても、新聞公告に数十万円超をかける事態が発生しており、費用対効果を考えると疑問がある。また、アプリの利用はサイバースペースで行われるものであるにもかかわらず、新聞という紙メディアのみに周知方法を限定していることは不合理であり、利用者に広く効果的に周知する観点からも、サイバースペースでの代替手段を認めるべきである。	一般社団法人新経済連盟	金融庁
92	10月22日	12月24日	インターネット上で不動産取引の重要事項説明を実施する件	【規制改革の内容】 現在は、宅地建物取引主任者が対面で書面を用いて不動産取引の重要事項説明をし、同主任者が記名押印をすることが義務づけられているが、インターネット上で重要事項説明を受けることを希望する契約者に対し、それを可能とするように規制改革を行うことを提案する。対面での説明とインターネットでの説明を契約者が選択できるようにすべきである。 【規制改革の効果】 この規制改革により、消費者には以下の2つのメリットがある。 (1)自宅等でインターネットを使って重要事項説明を受けられることによって、利便性が向上する。 (2)契約の圧迫感を受けずに、丁寧な説明を受けることができる。 不動産業者は、以下のメリットがある。 (1)消費者が平日の空き時間などで重要事項説明を受けることができるようになるため、重要事項説明が休日に集中化しなくなり、十分な時間を説明にかけることができる。 (2)業務が休日と平日に平準化し、業務が効率化する。 宅地建物取引主任者には、以下のメリットがある。 (1)資格を活かして、在宅等で仕事をするができる。	一般社団法人新経済連盟	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
93	10月22日	12月24日	二輪独自の高速道路通行料金設定	<p>【提案内容】 高速道路など有料道路の車種区分において、二輪車を「軽自動車等」など現行の区分から独立させ、適正な高速道路等通行料金に設定していただきたい。</p> <p>【提案理由】 1) 車両占有面積、走行時の道路損傷度および乗車定員からみて、二輪車の高速道路料金は相応な水準とはいえない。 ① 二輪車の占有面積は普通車の4分の1以下、また軽自動車の3分の1程度であり、道路を占有している面積は極めて小さい。 ② 二輪車の車両重量は普通車の7分の1以下で、道路を損傷する度合いは普通車の概ね300分の1程度である。 ③ 乗車定員は、普通車は10人まで、二輪車は2人までとなっている。 2) 自工会が実施した二輪車ユーザーアンケートによると、二輪車の高速道路料金が普通車の半額に引き下げられた場合、二輪車ユーザーの利用回数は年間で平均2.4倍に、利用距離は年間で平均2.3倍に増大するとの結果になっており、高速道路料金の収入増が期待される。 3) 税金、保険、有料道路など二輪車に係る様々な料金は、普通車や軽自動車から独立した設定となっているのが一般的である。</p>	一般社団法人 日本自動車工業会	国土交通省
94	10月22日	12月24日	「一般保険料率の変更」認可申請の緩和	<p>【提案の具体的内容】 ・一般保険料率の変更については、すべて厚生労働省管轄厚生局長への認可申請が必要であるが、「上限料率」(基準設定)を超える料率変更に限り、認可申請する。基準未滿での料率変更(引上げ・引下げとも)は届出事項とする。</p> <p>【提案理由】 現状、一般保険料率の変更については、すべて厚生労働省管轄厚生局長への認可申請が必要であるが、「上限料率」(基準設定)を超える料率変更に限り、認可申請とし、基準未滿での料率変更(引上げ・引下げとも)は届出事項とすることで、「健保組合の自主性尊重」と「料率変更に伴う事務処理の簡素化」に繋がると考える。</p>	一般社団法人 日本自動車工業会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
95	10月24日	12月24日	特殊車両の通行許可に関する規制の見直し	<p>建設機械等の重量物、H鋼等の長大物を輸送するトレーラあるいは工事現場等で重量物をつり上げるクレーン車等は道路法の車両制限令に基づく通行許可を受けなければ走行できないことになっておりますが、次のような点で法律と現状が乖離している点が多く経済活動に支障をきたしていると思っておりますので規制の基準を見直しをいただきたい。</p> <p>1. 特殊車両の中で多くを占める車両はトラクタとトレーラの連結車であり且つその圧倒的多数は運送事業者が保有しておりますが、ほとんどの運送事業者あるいは荷主は車検証の最大積載量欄に記載されている積載量を積載限度とみており、通行許可証に記載されている総重量は概ね無視又は無視せざるを得ない状態で走行しているという現実があります。とりわけ、道路運送車両法の保安基準を超える緩和認定を受けた車両については、運輸局で認定を受けた積載量又は総重量で通行の許可を受けることはほぼ不可能というのが実態であります。</p> <p>2. 特殊車両の通行許可証には安全走行を確保するために前後に誘導車を配置するという条件(C又はD条件)が義務づけられています。しかしながら、誘導車を配置して走行している特殊車両は全国的にもまれであるというのが実態であります。</p> <p>3. 申請から許可になるまでの時間が掛かりすぎる。</p> <p>今年の5月より運輸支局で登録して車検証の交付を受ける前でも製作された時点での諸元で通行許可の申請は可能になりましたが、特殊車両に該当する車両のほとんどは1両ごとに運輸支局で持ち込んで検査を受けると同時に長さ、幅、高さ、重量等の測定を行った後に車検証の交付を受けていますので製作時の状態より多少重量等が異なることがほとんどであります。通行許可の受付窓口であります国道事務所では、製作時の諸元で申請した重量と車検証の重量がたとえ1kgでも異なっている場合は再度申請をし直さなければならないことになっております。製作時の諸元と車検証に記載された諸元のは上記の理由で多少異なるのが常であります。車両の登録が完了してから通行許可の許可証が交付されるまでに約1ヶ月以上も運行できないという点を改善するため改正された制度ではありますがほとんど意味がないというのが現状であります。</p>	行政書士法人自動車登録センター新潟	国土交通省
96	10月25日	12月24日	登録自動車における封印(制度)に関し、封印の文字表記を全国統一とすること	<p>1.具体的内容 国土交通省は封印に関する制度を見直し、運輸支局、検査登録事務所毎に異なっている現行の封印表記(管轄の文字表記)を廃止し、全国統一の封印表記(例えば「日本国」「国交省」等)とすべきである。</p> <p>2. 提案理由 自動車の封印の文字表記は、その管轄制度により、運輸支局、検査登録事務所毎に異なっている状況にある。現行の制度下では、一部の手続を除いてナンバーが変更される毎に、自動車を管轄地域の封印場まで持ち込んで、その管轄を表示した封印をする必要が生じるため、交通渋滞、交通事故の危険性、CO2の排出、燃料浪費、人的な労力が重なり、多大な経済的ロスと環境への負荷増大を招いている。</p> <p>登録自動車への封印は、登録された事項と車両の同一性を封印によって担保することにより、民事的、行政的効力を与えるのが目的なので、自動車の登録番号と違い運輸支局等の管轄による個別の封印表示をする必要性は全くない。封印表示を全国統一のものにすれば、全国何処の運輸支局管轄分であっても、近場の封印場又は出張封印によって封印することが可能となり、自動車ユーザーの利便性は著しく向上し、その経済的負担も軽減される。</p>	京都府行政書士会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
97	10月25日	12月24日	自動車の登録手続きにおける番号標板(ナンバープレート)の「後返納制度」の採用	<p>1. 具体的内容 移転登録・変更登録・番号変更・同番号再交付等の手続き時における番号標板の返納時期を、当該手続きの終了後に返納することを認めること。</p> <p>2. 提案理由 移転登録・変更登録・番号変更・同番号再交付等の手続き時における番号標板の返納時期については、同一車両に番号標が二重に交付されるのを防止するため、通常は当該手続き時に返納(前返納)することとされている。この場合、少なくとも半日～1日程度は、当該車両にナンバーが付いていない状態となり、車両の運行ができないという時間的、経済的なロスが生じ、自動車ユーザーの利便性を著しく阻害している状況が続いている。こうした状況に鑑み、一部の運輸支局では後返納制度を採用しているが、これによる事件・事故は生じていない。自動車ユーザーの利便に資するため、番号標板(ナンバープレート)の後返納制度を全国統一の仕組みとして採用すべきである。</p>	京都府行政書士会	国土交通省
98	10月25日	12月24日	出張封印(指定整備業者・行政書士)制度を甲種の分室制度に組込むこと	<p>1. 具体的内容 登録自動車の封印に関し、甲種からの再委託とされている指定整備業者の事業場・行政書士の事務所を活用し、甲種の分室(扱い)としての封印ができるようにして、自動車ユーザーの更なる利便向上を図ること。</p> <p>2. 提案理由 登録自動車の封印に関しては、甲、乙、丙の三種類があり、甲種からの再委託とされている指定整備業者・行政書士の出張封印制度は、施封できる範囲が限定されているため、ユーザーの要望に応じきれないのが実情である。遠隔地のユーザーは、原則として運輸支局近接地の封印場又は府県内僅か数箇所の出張封印場まで車を持ち込んで封印する必要があるため、交通事渋滞、排気ガス、燃料消費、人的な経費が重なり、経済的ロスと環境への負荷増大を招いている。</p> <p>この問題は、甲種の分室(自管第95号 平成9年12月5日)を各市町村に設置すれば解決するが、そのためには、設置場所の物的、人的経費など多くの負担を強いられるため進んでいない。その解決策として、甲種の再委託先となる出張封印(指定整備業者・行政書士)制度を活用し、指定整備業者の事業場・行政書士事務所を甲種の分室(扱い)として組込めば、遠隔地の自動車ユーザーの更なる利便向上、負担軽減が可能となる。</p>	京都府行政書士会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
99	10月25日	12月24日	生協法に基づく全労済の代理店締結を信用組合も可能とするよう範囲の拡大を要望	<p>信用組合は、相互扶助を理念とする協同組織金融機関である。地域に根差した事業活動を行う信用組合が、新たに生協法に基づく全労済の代理店となることで、組合員の身近な相談相手となり得、貯蓄・融資だけでなく万一の際の保障(共済)についても加えることで暮らしの中の多面的で密接に関係する様々なニーズを一元的な相談と最適なサービスの提供が可能となる。ひいては組合員のくらしの安定をより実現できるものと思う。</p> <p>また、信用組合にとっても保険だけでなく共済についても代理店経営を可能とすることは経営の選択が広がることになる。</p>	全国信用組合中央協会	厚生労働省
100	10月25日	12月24日	登録車の封印制度の廃止	<p>現在、自動車の登録車(軽自動車及び二輪車を除く)については、道路運送車両法第11条の定めにより自動車登録番号標を取り付けた上封印を取り付けなければ運行の用に供することができないことになっております。</p> <p>道路運送車両法が定められた当時は、自動車は極めて高価で財産価値が高く法律上不動産と同等の扱いを受け所有権の公証を行う一環として封印制度が維持されてきました。しかしながら、近年では保有車両台数が9千万台を超え一家に一台から一人に一台と言われるまでに普及し国民の足となり日常生活に欠かせないものとなっています。また、戦後の技術革新により自動車の機能は大幅に向上しており、最近では軽自動車の普及が著しく新車登録の内4割以上が軽自動車となっております。こうした時代状況の中で登録車の封印制度も次のようなデメリットの方が大きくなってきております。封印制度を廃止しても社会的弊害等は生じないと考え提案させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車は、技術の発展と同時に流通範囲も全国的になっているため中古車は管轄の運輸支局を超えて流通しその都度ナンバーを変更することが義務付けられ封印を行うためにその都度運輸支局あるいは出張封印所へ車を持ち込んでおります。運輸支局への移動に関わる燃料の消費、時間の消費等は結果としてユーザーの負担となっています。 2. 新潟県のような積雪地帯では冬期間の除雪作業に使用するショベルローダ等の建設機械もナンバーを破損することが多くその都度封印のために移動しなければならないことが間々あります。 3. 新車登録の内4割以上になりつつある軽自動車については、当初から封印制度は義務付けられておりませんが盗難が多いとか公証が行われないが故の不都合があるとかということがありません。 	行政書士法人自動車登録センター新潟	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
101	10月25日	12月24日	第一種低層住居専用地域での小売店設置の規制を緩和する	<p>私の住まいは東京都の多摩地区の閑静な住宅地にあり、用途地域は第一種低層住居専用地域です。地域には、食料品や日用品を買うことができる小売店が全くなく、最寄りの商店まで約1キロメートルも歩かなくてはなりません。買物カートや歩行器を使うお年寄りは、行動半径が自宅から300～400mであり、小売店の宅配サービスや家族の助けがなければ生活できない状況です。こうしたお年寄りの皆さんは、近所に小売店がないことを残念がっており、「一人でお店に行って買物をするのが楽しみ。コンビニがあれば、お弁当も買えるのに。」という話をよくされています。第一種低層住居専用地域とはいえ、都市近郊であり、それなりの住宅戸数やマンション戸数があるうえに、バスが通る主要生活道路や都立高校もあり、人通りもまずまずです。それなのに小売店舗が全く無いという状態です。小売店舗が全く無いことについては、様々な要因があるとは思いますが、一つは用途地域の規制があるのではないかと思います。第一種低層住居専用地域では、単独の建物としての店舗の建築は認められていません。自宅の家屋に付随的に設ける小さな店舗しかつくれません。これでは、閑静な新興住宅地にはいつまで経っても店舗はできません。こうした規制は、高齢化社会に適合していないと思います。また最近では、比較的小さな店舗を得意とするコンビニチェーンもあります。こうした社会状況や時代の変化にも配慮すべきではないかと思います。そこで、このような第一種低層住居専用地域住宅地においても、例えば前面道路の幅員が6メートル以上あれば、一定面積以下の小売店舗の単独の建設を認めるなど、制度の見直しについてぜひご検討いただきたい。</p>	個人	国土交通省
102	10月25日	12月24日	極度方式基本契約締結後、「例外的に指定信用情報機関を利用した定期調査が不要となる場合」の条件変更	<p>【具体的内容】 出金停止の措置が、技術的、物理的に講じられている場合に限り、その理由を問わず、全て「例外的に指定信用情報機関を利用した定期調査が不要」となるように改正すべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、総量規制に抵触している顧客への貸付抑制として、極度方式基本契約締結後に、指定信用情報機関を利用した定期調査が義務付けられているが、専用ATMや提携ATM等が無く、もともと顧客が自由に入金することが不可能な業務形態の業者も多くあると思われる。そのような業務形態であれば、指定信用情報機関を利用した定期調査を行わなくとも、極度方式基本契約に係る契約の申込の都度、指定信用情報機関を利用した返済能力調査を行い、総量規制に抵触しているか否か判断のうえ、貸付が可能となる。しかし、現状の法解釈では、そのような業者が極度方式基本契約を締結した場合も、定期調査が必要となり、本来の目的遂行(総量規制に抵触している顧客への貸付抑制)のために必要以上の調査をすることとなり、業者には大きな負担となっている。そのため、極度方式基本契約を実施していない業者も多く、本来、極度方式基本契約が締結可能な顧客に対しても、極度方式基本契約を除く契約しか実行できない状況であり、顧客に対しても貸付の都度、契約書面の再取得や各種書面の再徴求が必要となる等、効率性や利便性を欠く結果を招いていると思われる。</p>	株式会社アロー	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
103	10月28日	12月24日	特殊車両の通行許可について	<p>セミトレーラなどの特殊車両については通行許可をとらないと運行できないととなっています。現在オンライン申請でしておりますが、オンライン上で未収録道路や個別協議があると各道路の管理者(県、市町村道の道路課等)へ協議が河川国道事務所に行き、その返事がでてから通行許可がでます。でも殆どが前後に誘導車をつけるとの条件がつきます。オンライン上で交差点番号が入っている道路を収録道路にするだけで協議回数は大幅に減ると思います。現状ではオンライン申請して、2~4週間後に受付になり、その後協議が各道路管理者に行き、返事は遅いところで2月もかかります。その間車を動かすことはできず、大変な費用の無駄になり、荷主にも多大なご迷惑をおかけします。7月ことから全国どこでも時間がかかりすぎとの声が聞こえています。日本の物流が滞っているこの現状をみてください。</p> <p>誘導車については今は殆どが誘導車をつけることとの条件がつきます。ちょっとしたカーブがあるとついてしまうのですが、運賃が20年前より下がり、燃料費も高騰しているこの現状で、また、3台連ねて走行することの意味がどこにあるのでしょうか？安全のためでしたら荷台よりはみ出し荷物がある場合とか、幅が3m超えとか、適用条件を考えていただきたいと思います。</p>	今田早百 合行政書 士事務所	国土交通省
104	10月28日	12月24日	用途地域内における建築物の用途制限の見直し、緩和	<p>用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので12種類ある。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて建てられる建物の種類(用途)が決められる。</p> <p>世の中の変化(少子高齢化、買い物難民等)に伴い、今後、本格的な高齢化社会が到来する中、高齢者にとって家から至近距離にあるコンビニエンスストアのサービスは、最低限の生活利便性を向上させる施設であるとする。</p> <p>第1種低層住居専用地域、市街化調整区域等への出店を全国一律に出店が可能となるよう建築基準法第48条、都市計画法第7条を見直し、用途地域の規制についての変更を検討していただきたい。</p>	一般社団 法人フ ランチャ イズチ ェーン 協会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
105	10月28日	12月24日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持・強化及び実効性確保	<p>1. 提案内容 銀行等による保険販売については、消費者保護等の観点から弊害防止措置が設けられているが、2012年4月に一部の規制が緩和された以降も依然として圧力募集等の問題事例が発生しているため、消費者保護の観点から弊害防止措置の維持・強化、実効性確保に向けた対応が必要と考える。</p> <p>具体的には、「融資先販売規制」については昨年4月に除外された一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含めた規制の強化、また「非公開金融保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についてはその維持並びに実効性確保に向けた対応をお願いしたい。</p> <p>2. 提案理由 銀行等による保険販売においては、消費者保護や公正な競争条件の確保の観点から、各種の弊害防止措置が講じられているが、生保労連が再三に亘り圧力募集等の問題が発生している実態を訴えてきたにもかかわらず、昨年4月には「融資先販売規制」の対象商品から一時払終身保険・一時払養老保険が除外された。</p> <p>しかし、生保労連が規制緩和後の昨年9月に社外の調査機関に委託し、事業主を含む一般消費者約900名を対象に実施したモニターアンケートによると、一時払終身保険・一時払養老保険を含む各種の生命保険商品において、「銀行との取引を考慮してやむを得ず加入した」との回答が多数あった。このように、銀行による圧力募集が依然として発生していることは明らかであり、実態を踏まえ、一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含め、「融資先販売規制」を強化いただくようお願いしたい。</p> <p>また、昨年4月に実効性確保の観点から改正された「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についても、前述のモニターアンケートでは、「銀行から退職金が振り込まれた直後に生命保険の提案があった」「生命保険の提案を受けたが、説明が不十分であった(提案された商品が、生命保険であることさえも、よく理解できなかった)」との回答が多数あり、このことから弊害防止措置が有効に機能しておらず、消費者保護上の問題が生じている実態が浮き彫りになっている。</p> <p>こうした状況を踏まえると、弊害防止措置について規制緩和の余地は全くなく、「融資先販売規制」の規制強化とともに、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」等の維持並びにその実効性確保に向けた対応が必要と考える。</p>	全国生命保険労働組合連合会(生保労連)	金融庁
106	10月28日	12月24日	生命保険販売に係る構成員契約ルールの維持	<p>1. 提案内容 生命保険販売に係る構成員契約ルールについては、生命保険募集人である企業(法人)代理店が当該企業の従業員(構成員)等に対し、雇用関係等を背景とした圧力募集を行うことを防止するため措置されているものであり、消費者保護の観点から引き続き維持していただきたい。</p> <p>2. 提案理由 生命保険募集人である企業(法人)代理店は、当該企業の従業員等に対して雇用関係等に基づく大きな影響力を持っている。こうした企業(法人)代理店が当該企業の従業員等に対して生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。一般の募集チャンネルにおいては、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方で、強者(企業、上位役職者等)に対する苦情や批判は潜在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集については、実際に問題が生じても顕在化しにくく、消費者である従業員等が泣き寝入りを強いられることとなる。かかる懸念は、昨今の雇用情勢の悪化により、雇用関係に基づく使用者(企業)の使用者である従業員に対する影響力が高まっている中では、一層深刻化する可能性が高く、構成員契約ルールの必要性はさらに高まっている。また、圧力募集により従業員等が本意な生命保険商品に加入した場合、保険事故の発生(保険金等の支払)時までには長期間が経過していることが多いこと、また、一般的に生命保険商品は契約加入時の年齢や健康状態等によって保険料等の引受条件が決定されるといった再加入の困難性があることから、問題が発生しても事後的に救済することは極めて難しい。加えて、生命保険の保障額は高額になることが多いことから、消費者被害は甚大となる。生命保険商品の募集においては、消費者のニーズをきめ細かく対応したコンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールについては、圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため、引き続き維持していただきたい。</p>	全国生命保険労働組合連合会(生保労連)	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
107	10月28日	12月24日	食品リサイクル法の見直し	<p>食品リサイクル法に関し、各自治体(都道府県・市町村)の役割を明確にしていきたい。</p> <p>(1)食品リサイクル法については、対象が食品関連事業者となっているが、実際にリサイクルを推進するためには、都道府県、市町村等の自治体の協力は不可欠である。</p> <p>(2)事業系一般廃棄物として処理される食品循環資源を無理なくリサイクルしていくためには、広くリサイクルを受け入れる施設の建設を始め収集運搬に至るまで、自治体の支援は大変重要である。</p> <p>(3)政府(農林水産省や環境省)が進める食品リサイクルについても、容器包装リサイクル法と同様に自治体の役割(国の方針に基づき食品リサイクルに取り組むこと)を明確にすることで、食品循環資源が有効に利用される環境が整うと考える。</p>	一般社団法人フランチチェーン協会	農林水産省 環境省
108	10月28日	12月24日	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化及び窓口の一本化	<p>住民税特別徴収に係る全ての手続きは、eLTAXをベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきであると考え。これにより、</p> <p>(1)給与支払報告書の電子データ提出の窓口の一本化</p> <p>(2)企業に対する課税通知書の電子化 (1企業に対して1つの電子データでの提供)</p> <p>(3)個人への課税額通知方法の統一(仕組みの構築等)</p> <p>(4)各種異動手続きのオンライン化</p> <p>(5)各種書類のフォーマットの全国統一</p> <p>を実現すべきであると考え。eLTAXについては、市町村に対する地方財政措置や政府による働きかけがなされた結果、未導入の市町村は減少しているものの、まだまだ多い現状にあり、より強力な手法等を用いながら早期に全自治体への導入を実現すべきであると考え。その他項目ごとの理由は以下の通りである。</p> <p>(1)総務省により地方税の電子化(eLTAX)が進められてはいるが、市区町村単位の対応となっている。(2013年4月現在、約300市町村が未導入)。現状では、電子納付の利用は現実的ではなく、結果大量の紙を各市町村へ郵送せざるを得ない。早急に全国展開を実現し、全市町村分の電子データを一括で受け取れる窓口を構築し、市町村番号等にて各市町村に振り分けるべきである。</p> <p>(2)課税通知書・総括表・税額変更通知書のフォーマットが市町村ごとに異なることにより、管理が困難かつ非効率な状態であるため。</p> <p>(3)インプットミスによる誤徴収防止のため。</p>	一般社団法人フランチチェーン協会	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
109	10月28日	12月24日	クリーニング所開設に関する規制の見直し	<p>一般衣料のクリーニングは家庭で洗濯する場合とクリーニング店に依頼する場合に分かれますが、そのクリーニング店を開設する際に厚生労働省のクリーニング業法と各都道府県で定める条例によって営業許可証を発行してもらうことでクリーニング所を開設できることになってます。それは、それぞれのクリーニング所にクリーニング従事者が存在し、お客様に適切に対応すること。クリーニング所に最低限の面積(全ての都道府県ではなく条例で定められている地域)を確保しなくてはならない(なぜ一定の面積が必要なのか？また、なぜ条例で各地域がバラバラなのか？)。などの規制があります。私共はクリーニング所を無人化し、早朝や深夜でもクリーニングの受付やお渡しを可能にする仕組みを構築し、駅やコンビニへ提案をしています。駅などにあるコインロッカーを受付用のBOXとお渡し用のBOXに分けてご利用できる仕組みです。これを、千葉県や埼玉県、神奈川県など(特に千葉県は聞く耳もなく、東京都だけが23区バラバラですが一定のルールを守ればOK)は無人と受け渡しがロッカーということだけで、営業許可を認めてくれません。ロッカーは衛生的であり、便利であり、共働きで忙しい方々のためになる仕組みと思っています。また、各保健所の方々にも説明すると高評価をいただけるのですが、「条例や法律があるため許可できない」と言われます。厚生労働省が制定したクリーニング業法も昭和60年に制定されたもので、現在の仕組みに全く合っていません。是非とも、クリーニング業法を現代に合った業法に変更し、クリーニング業者が現代の人々に合ったサービスを提供できるようにして欲しいと思います。</p>	民間企業	厚生労働省
110	10月28日	12月24日	電気主任技術者試験の科目免除期間の延長	<p>現行3年 要望 無期限 1・2種の一次試験の免除期間 現行2年 要望 無期限 電験の試験制度を改革し、国家試験での資格取得をしやすくするべきではないか。手始めとして、科目免除期間の延長を行い、長期に渡っての勉強でも資格取得をしやすいう提案をする。</p>	個人	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
111	10月29日	12月24日	太陽光発電設備設置の屋根又は屋上についての賃借権の設定	屋根又は屋上を借りて太陽光発電設備を設置する場合、現行法では20年間の発電事業を担保することができない。 民法第605条では、賃借権を登記した場合に賃借権の対抗力を認めているが、不動産登記令第20条第4項において、「申請が一個の不動産の一部についての登記を目的とする場合は登記申請を却下すべきもの」とされており、屋根又は屋上において法的に20年間の発電事業を担保することができない。 そのため、不動産登記令第20条第4項を改正し、太陽光発電設備設置の屋根又は屋上についても賃借権を設定できるようにする。	民間企業	法務省
112	10月29日	12月24日	土地建物売買時における屋根又は屋上での20年間の太陽光発電事業の担保	屋根又は屋上で20年間の固定買取制度に基づき太陽光発電事業を行っている時に、土地及び建物の売買を行った場合、屋根又は屋上の賃貸契約が引き継がれない。また、建物所有者が倒産し管財人から撤去命令が出た場合、発電事業は対抗要件を持たない。 その結果、20年間の長期にわたる事業継続が担保されない。 借地借家法第31条第1項では建物には該当しないため、民法第605条の例外規定を定めた特別法の制定等で対応願いたい。	民間企業	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
113	10月29日	12月24日	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	信金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、顧客にとってもわかりにくい開示内容となっていることから、情報開示等の基準を一本化していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁
114	10月29日	12月24日	預金取扱金融機関による提携ローン全般、もしくは教育ローン・リフォームローン等を割賦販売法の規制対象から除外	<p>平成21年12月1日に施行された割賦販売法の改正によって割賦販売法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く全ての商品・役務を取扱う提携ローンが割賦販売法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。このため、大学と提携した教育ローン、金融機関が信頼できる業者と提携したリフォームローンや太陽光発電設備のローン等を取り扱うためには、「個別信用購入あっせん業者」として登録することが必要となり、この登録業者になるためには事務面・費用面で負担がかかることから、実質的に取り扱うことができなくなっている。これらの提携商品は顧客ニーズも高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であったため、著しく顧客利便を損ねている。</p> <p>については、預金取扱金融機関が提携するローン全般を同法の適用除外としていただきたい。また、これが難しい場合には、以下の事項を適用除外としていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学等と預金取扱金融機関が連携した教育ローンや生活資金のローンは適用除外とする。 ○住宅に関する提携ローンが現行法で適用除外とされている趣旨を鑑み、取扱業者と預金取扱金融機関が提携した住宅リフォームや太陽光発電設備等の住宅付随設備等のローンは適用除外とする。 	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
115	10月29日	12月24日	生協法における共済代理店の範囲に信用金庫を追加	平成20年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。 生協や労働金庫と同じく協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性向上はもちろん、基本サービスや福利厚生の変更の向上につながると考えられる。 利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、信用金庫を共済代理店になることができる者として追加していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省
116	10月29日	12月24日	保険窓販に係る非公開情報保護措置の撤廃	銀行等が保険募集を行うにあたり、業務に際し知り得た顧客の非公開情報(非公開金融情報)を顧客の事前同意なしに保険募集に利用することは禁止されている。 この規制は銀行等が保険販売を行う際にのみ適用される規制であり、既に顧客の個人情報の利用は個人情報保護法に基づく利用同意を得ていることから、これに加えて非公開情報の利用の同意を得る必要はないと考えられる。 こうした過剰な規制は、顧客に対する総合的な金融サービスの提供を阻害するため、信用金庫に求められているコンサルティング機能の質の低下を招きかねない。速やかに非公開情報保護措置を撤廃していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
117	10月29日	12月24日	保険窓販に係る融資先販売規制の見直し	<p>融資先販売規制(事業性資金の融資先である小規模事業者(従業員50名以下の企業)の従業員等に係る保険募集制限)は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力販売の懸念があるとして設けられた規制であるが、一般的に従業員は、自らの勤務先の融資取引の内容を承知していないのが通常であり、勤務先の取引状況による事前規制は合理性がないうえ、従業員等の能動的な保険加入の機会まで一方的に阻害しており、過剰な規制といわざるをえない。</p> <p>また、協同組織金融機関は相互扶助組織の性格を鑑みて、融資先であっても法人会員については代表者を含めて保険販売が認められているにも拘わらず、当該法人の従業員等は一律にサービスを受けられない不整合が生じている。</p> <p>平成23年9月に公表された窓販規制の見直しでは、本事項について、モニタリング結果において殆ど問題事例が見あたらないにもかかわらず存置されており、消費者利便の観点からも不合理な本措置は早急に見直しを行っていただきたい。</p>	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁
118	10月29日	12月24日	保険窓販に係る保険金額制限の見直し	<p>保険金額制限(協同組織金融機関が融資先法人等に生命保険商品等を販売する場合の保険金額に係る制限)は、協同組織金融機関が融資先へ生命保険商品等を販売する際に、特定の商品について長期性や再加入困難性等を理由に、万一の弊害の可能性を考慮するとして設けられているが、保険料の払い方によって対象になるなど不合理な外形基準による制限であり、特に第三分野商品の制限金額は、一般的な保険商品の最下限の保障金額であることから、地域金融機関として本来求められるべきコンサルティング機能を発揮できず、顧客の希望に沿えないケースが生じている。</p> <p>協同組織金融機関は相互扶助を目的とする会員組織であり、そもそも圧力販売の懸念はないにも拘わらず、特定の保険商品の場合のみ一律に顧客サービスの質の低下を招く結果にもなっており、このような地域密着型金融のメリットを損なう制限は早急に撤廃していただきたい。</p>	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
119	10月29日	12月24日	生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し	<p>構成員契約規制(企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合の、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(特定関係法人)の役員・従業員に対する保険募集を禁止する規制)は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的としたものであるが、損害保険や第三分野商品には及ばない特定の生命保険商品だけに設けられた規制であり、妥当性を欠いている。</p> <p>また、外形的な基準により顧客の能動的な保険加入機会まで一律制限するものであり、顧客利便を損なっている。さらに、特定関係法人とされる「密接な関係を有する者」の範囲が幅広であり、調査・管理負荷のみならず、極めて広範囲に対象となる顧客自身の理解が到底得られるものではないことから、本規制は撤廃していただきたい。</p>	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁
120	10月29日	12月24日	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和	<p>金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による兼務禁止は、運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確実化を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法第100条において、例えば特定の運用商品への指図の勧奨が禁止されることなどが整備されている。</p> <p>そのため、現状の一律的な兼務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで兼務を認めるなど、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討願いたい。</p>	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
121	10月29日	12月24日	確定拠出年金 の脱退要件の 緩和	年金確保支援法の成立により、脱退要件の一部緩和が認められたものの、依然として個人型確定拠出年金の加入者および運用指図者の中には、長期に亘る加入期間中において、一定年齢到達などの受給要件を満たさない限り、不測の事態が生じても原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少なくないと考えられる。そのため、例えばペナルティ課税を前提に任意に脱退できるようにするなど、規制の更なる緩和を検討願いたい。	一般社団 法人全国 信用金庫 協会、信 金中央金 庫	厚生労働省
122	10月29日	12月24日	確定拠出年金 の運用商品の 除外に係る手 続きの緩和	運用商品の除外にあたっては、運営管理機関の専門的知見に基づき、継続的に提示することが適切でないと判断した運用商品について、選択している加入者等の全員の同意を得る必要があるとされているが、加入者等の全員の同意を得ることは事実上困難である。については、全員の同意ではなく、3分の2以上または過半数以上の同意があれば除外可能とするなど、手続きの緩和を検討願いたい。	一般社団 法人全国 信用金庫 協会、信 金中央金 庫	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
123	10月29日	12月24日	確定拠出年金 運営管理機関 の変更届出事 項の簡素化	<p>確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは、変更日から2週間以内に主務大臣に届け出ることとされている。</p> <p>この中で、法人の場合、役員の氏名・住所に変更が生じた場合には変更届出を行うことが求められているが、事務負担の削減を鑑み、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど、金融機関の届出事項の簡素化を行っていただきたい。</p>	一般社団 法人全国 信用金庫 協会、信 金中央金 庫	厚生労働省
124	10月29日	12月24日	特定融資枠契 約に関する法律 における借主の 範囲に信用金 庫連合会を追 加	<p>特定融資枠契約法第2条には特定融資枠契約の借主となれる者が限定列挙されており、運用対象者が大会社等に限定されている。この趣旨は、立場の弱い借入人を保護することにあると思われるが、金融取引に関して十分な知識・信用力・交渉力を有する信用金庫連合会は、同法における借主となれる者に加えても問題ないと考えられる。よって、特定融資枠契約に関する法律における借主となれる企業の範囲に信用金庫連合会を追加していただきたい。</p>	一般社団 法人全国 信用金庫 協会、信 金中央金 庫	法金融 務省庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
125	10月29日	12月24日	風営法第二条第一項:ダンス営業にかかる解釈の明確化	警察庁は、その独自の法解釈の元で、風営法第二条第一項第四号に定められる「ダンスホールその他施設を設けて客にダンスをさせる営業」に規程されるダンスとは「男女がペアとなって踊ることが通常の形態とされているダンス」(ペアダンス)であると解釈し、シングルダンスをさせる営業を規制の対象から排除している。一方、同法同条同項第三号で定められる「ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」においては、シングルダンスをさせる営業もその規制の対象に含むという異なった解釈を採用している。この点において、風営法は第二条第一項にかかる「ダンス」の定義に関して、政令等の下位規範に対してその範囲を定義することの委任を行っていない。しかし、現実の運用においては、運用規則上でダンス種に基づく規制の範囲に独自の解釈を加え、また「同一の法令、条文、項目で利用されている同一の用語」を号数毎に異なる意味で解釈する事は、明らかな法運用上の誤りである。この点、法によって改めて明確な規程が必要なものであると考える。	株式会社 国際カジノ研究所	警察庁
126	10月29日	12月24日	風営法第二条第一項第八号における規制対象遊技施設に対する明確化	風営法第二条第一項第八号は、「スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備での本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの」を設置して客に遊技させる営業を規制対象と定めている。上記遊技機の範囲に関しては、国家公安委員会規則に対して指定の委任が行なわれているものの、その基準は非常に曖昧である。例えば、近年、市場に誕生し、興隆を果たしたゲーム機として「ゴルフ・シミュレーションゲーム」と「ダーツマシンゲーム」が存在する。これらは共に、ゴルフおよびダーツというスポーツを擬似的に体験する、もしくはゲームの進行を機械的に補助する機器であるが、警察庁はその解釈の中でこれらは「遊技の結果が勝負として現れるもの」であるととして風営法第二条第一項第八号の適用の範囲と定めた。一方、風営法では同様にゲーム進行を機械的に補助する機器を設置して遊ばせる営業であるボーリング場などは、その規制の対象にはならないとしており、その規制の線引きは非常に曖昧である。結果、この行政解釈の発表の境にして、両ゲームを提供する店舗の多くは廃業、もしくは業態転換を迫られているのが実情である。風営法における当該条項の解釈運用に関しては、民間事業者に対して現実の経済的損失が発生している事案でもあり、法によりその範囲を明確化することが求められる。	株式会社 国際カジノ研究所	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
127	10月29日	12月24日	風営法第二条第一項における「接待飲食営業」の定義	<p>風営法は、その第二条第一項において「客の接待」を伴う飲食営業を規制の対象としており、同時に法律上の「接待」の定義を「歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」(法第二条第三項)で定めている。ところが、現在、国家公安委員会の示す法運用基準では、法の示す接待の範囲を「特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為」と定め、「お酌をしたり水割りを作るが速やかにその場を立ち去る行為、客の後方で待機し、又はカウンター内で単に客の注文に応じて酒類等を提供するだけの行為及びこれらに付随して社交儀礼上の挨拶を交わしたり、若干の世間話をしたりする程度の行為」(法解釈運用基準)以上のものは全てが法が規制する「接待」の範疇となるとの解釈を行なっている。しかし当該「接待」行為に対する解釈は非常に曖昧且つ、現在の多くの飲食店営業において行なわれ、社会通念上許容される範囲の「接客行為」までもその規制範疇に含む恐れがあるものとなっている。法が定める「歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」という規程がどのような趣旨で成立し、またそれらが現在の運用解釈基準において採用されている定義と合致するものであるかどうかに関して、改めて検証が必要なものと考えられる。</p>	株式会社国際カジノ研究所	警察庁
128	10月30日	12月24日	古民家活用のための旅館業法などの規制見直し提案	<p>地域資源の保全と活用を目的とした「古民家活用と旅館業法などの規制見直し」についてご提案いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 群馬県内で古民家(居住中、空き家とも)を修復しながら都市と交流する活動を行っています。 今後、修復した古民家を活用するために、これらをNPOなどの法人で一括管理し、宿泊施設等に活用したいと考えています。 古民家の中には小さい家も存在するため、旅館業法などの規制により、宿泊施設として活用できない例が多くあります。また、古民家が建築された技術や時代背景から、現在の規制にそぐわない間取りや設備となっているため、規制に即したりリフォームを加えると、当時の生活が再現できなくなります。また、費用も膨大です。 典型例として、トイレが野外にある場合です。当時の衛生面や匂いなどから家の外にあるのです。今も昔も、夜、トイレに行くのが恐いのです。トイレに行く際、誰かに付き添ってもらう経験は、参加者に農村生活を伝える象徴的なもののひとつです。子どもたちの記憶には、しっかりと刻み込まれます。そこから当時の生活や不便さへの慮りが始まります。 当地域も、高齢化と核家族化が進んでいることから、10年後には空き家やひとり暮らしの家屋が多数発生するのは明らかで、今からその対応を行うことが必須と考えています。組内では「〇〇さんちは空き家になる」とはっきりわかっているのです。 同じような課題を抱える地域も多いと思います。空き家を法人が管理し、宿泊施設や飲食施設として活用する際には、制度面、規制面で柔軟な対応をお願いしたく、ここにご提案申し上げ、ご検討いただきたく存じます。 	民間団体	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
129	10月30日	12月24日	国交省OSSについて一度の手続きで完結する現行OCRに加えて、OSSの付加システムは中止すべき	<p>提案(1)OSSに資格者代理人の活用を盛り込むこと 政府の指針による資格者代理人の活用が、特許庁特許申請、法務省登記事務、社会保険関係オンライン手続、e-Taxでは、すでに資格者代理人申請システムが構築され、弁理士、司法書士、社会保険労務士、税理士等の資格者の活用が行われているが、国交省はこれに反して行政書士の活用が行われておらず、国の方針に従っていないため。</p> <p>提案(2)封印の委託制度が複雑多岐であり、国からの委託料や民々間の随意契約等による利権となっているので、これを国交省は封印委託制度を一本化し全面委託とすること</p>	滋賀県行政書士会	国土交通省
130	10月30日	12月24日	登録自動車の封印は、登録権利者(所有者又は代理人)の自己責任において封印すること	<p>具体的内容 現行の封印制度は4種類あり、甲種(甲種の再委託)を除き乙種、丙種とも登録義務者である新車・中古車の販売店側が封印している状況にあるが、本来は登録義務者側ではなく登録権利者である側が、自己責任において封印できなければならない。</p> <p>提案理由 自動車の封印制度には、甲種(甲種の再委託)、乙種、丙種の4種があり、自動車ユーザーや代理人は、一部の手続を除き封印をするためだけであっても運輸支局等の封印場に自動車を持ち込む必要があるため、人的(車両の持込)、経済的(燃料、渋滞)な負担が極めて大きい。 その改善策として、ナンバープレートの交付時に封印も手渡し、登録権利者(又は代理人)の自己責任において、自動車の保管場所において封印することを認めるべきである。それによって、交通や環境にも配慮した自動車ユーザーにやさしい施策となる。</p>	国民利便・負担軽減推進協議会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
131	10月30日	12月24日	国土交通省自動車局長通達の廃止をすべきである	<p>自管第133号 昭和42年10月19日付け 運輸省自動車局長通達「自動車の月末集中について」は廃止すべきである。これは、現状の電子化されたMOTASや、規制緩和による添付書類の削減、期限の延長、手続きの簡素化を反映していない、時代的に古い通達であり、廃止すべきである。</p> <p>理由(1) この通達により、新車の自動車登録は、自販連自動車登録代行センターにより、傘下の自動車販売店の登録台数を制限している。販売店の自由な登録申請を制限している。</p> <p>理由(2) この通達により新車販売店は自由な販売競争(登録実績)制限されており、自主規制という民々規制であり廃止すべきである。</p> <p>理由(3) この通達によりユーザーの希望日に新車登録ができず、国民の権利の不当な制限となっている。さらに自動車税や下取り車の価格等取引上の損失も生じるので、廃止すべきである。</p> <p>理由(4) 自販連自動車登録代行センターの自主規制を廃止すべきである。</p>	滋賀県行政書士会	国土交通省
132	10月30日	12月24日	都心のビルに地下鉄の駅や保育園などを設置した場合その分容積率の緩和	<p>居住用・商業用を問わず、都心の建物に地下鉄の駅や保育園などの施設を設置した場合にその分容積率を控除することができる施策の実施を求める。</p> <p>これにより、新たな地下鉄の駅の建設や保育園の設置などを促すことが期待される。(「第185回国会(臨時会)に向けた意見書」2013年10月1日経済同友会 参照)</p>	公益社団法人経済同友会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
133	10月30日	12月24日	マンションの建て替え促進による需要の創出	区分所有権法のマンション建替え決議要件の緩和などを図るべきである(例えば5分の4以上の建て替え決議要件を3分の2以上の賛成に緩和することなど)。これにより、マンションの建替えが促進され、老朽化マンションの安全対策に資すると同時に、建築需要が創出され景気対策になる。(「第 185 回国会(臨時会)に向けた意見書」2013年10月1日経済同友会 参照)	公益社団法人経済同友会	国土交通省
134	10月30日	12月24日	送電線・ガスパイプラインの敷設促進に向けて、公益特権が認められる場合を拡大し、道路の地下や河川側の地下を解放する改革	送電線・ガスパイプラインの敷設促進に向けて、公益特権が認められる場合を拡大し、道路の地下や河川側の地下を開放する規制改革を推進すべきである。これにより、電気・ガスの安定的供給や災害時のセキュリティ確保が図れる。また、ガスパイプラインの敷設を促進すれば、ガス事業者のみならず、ガスパイプラインの原材料(鉄鋼など)の供給者も計画を立てやすくなり、景気促進の効果が期待される。(「第 185 回国会(臨時会)に向けた意見書」2013年10月1日経済同友会 参照)	公益社団法人経済同友会	国土交通省
135	10月30日	12月24日	流通取引慣行ガイドラインの見直し(再販売拘束規制・拘束条件取引規制の見直し等)	市場構造が変化に応じて、流通取引慣行ガイドラインにおける再販売拘束規制・拘束条件取引の規制を見直すべきである。これによって、日本経済の発展が見込めるだけでなく、欧米の規制との調和が図れる。(「第 185 回国会(臨時会)に向けた意見書」2013年10月1日経済同友会 参照)	公益社団法人経済同友会	公正取引委員会

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
136	10月30日	12月24日	主任技術者の確保(兼任要件の緩和措置等)	<p>○主任技術者の兼任要件の緩和を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者の選任に関して、従来1MW未満であった、外部委託承認範囲が2MW未満まで引き上げられ、兼任業務との組み合わせで主任技術者の不足対応が整備されることになった。 ・2MW以上においても、同一敷地内の複数設備に関しては、双方に資本関係が無い場合でも設置者間で保安に関する協定が結ばれている場合は兼任が認められることとなった。 ①一定規模まで(例えば20MW)は、同一敷地に位置する設備でなく発電事業者が異なる複数の設備での場合も、保安に関しての常時遠隔監視や緊急遠隔遮断など一定の要件が整備されていれば、第2種主任技術者の兼任が認められることを要望する。 ②設置サイトに常駐しなくても常時遠隔監視、緊急遠隔遮断、一定の時間でのアクセス等を条件として安全を確保することで電気主任技術者の兼任を可とする運用可能を要望する。 <p>○主任技術者の人員確保のための施策を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別高圧の太陽光発電所では、第2種主任技術者の異なる事業者間での兼任が認められていないことから、実務面での第2種主任技術者の確保が厳しくなっている。 ③主任技術者試験を現行の1回/年から2回以上/年として、資格者の増員を計画することなどを要望する。 	民間企業	経済産業省
137	10月30日	12月24日	再生可能エネルギー 土地利用期間賃借権	<p>○再生可能エネルギー事業向けの土地の賃貸借契約を、20年を超えて締結できるように特例を設ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー事業向けの土地を賃貸借で調達する場合、民法604条の最長20年の上限を超えて賃貸借の期間が設定できるように特例を設ける ・☐ソーラーパネルは建物として登記上取り扱われておらず(不動産登記実務取扱手続準則の実務)、借地借家法の適用を受けない。このため、民法604条の規定により賃貸借の最少期間が20年となる。 ・☐方、再生可能エネルギー電気の調達期間は20年である(平成24年度)。発電所としての稼働期間が20年とすれば、設置期間や撤去期間を含めると賃貸借の期間は20年を超えることになる。 ・☐上権では20年の上限はないが、土地所有者が地上権の設定に応じることは賃借権に比べて難しい ∴ ☐ソーラーパネルを建物として取り扱うように不動産登記実務取扱手続準則の改訂を要望します。 ∴ ☐るいは、再生可能エネルギー事業のソーラーパネルについて、民法604条の上限を超えて、設置期間と撤去期間も含めて賃貸借の最長期間とする特例の設置を要望します。 	民間企業	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
138	10月30日	12月24日	再生可能エネルギー 借地権登記	<p>○再生可能エネルギー事業向けの土地の賃貸借契約に基づき、事業用地に借地権を設定できるように特例を設ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー事業向けの土地を賃貸借で調達する場合、事業用地に借地権を設定できるように特例を設ける ・☑ソーラーパネルは建物として登記上取り扱われておらず(不動産登記実務取扱手続準則の実務)、借地借家法第10条の適用を受けない。このため、賃借人単独では借地権の登記ができない。 ・☒りにソーラーパネルが建物として取り扱われ登記できるとしても、事業地内だがパネルが設置されない筆には建物の登記による対抗力の範囲から外れる ・田地所有者が土地への賃借権の登記に応じない場合には、太陽光発電の運営者として借地人は不安定な地位におかれ、金融機関からの融資や出資に支障をきたす可能性がある ∴☑ソーラーパネルを建物として取り扱うように不動産登記実務取扱手続準則の改訂し、ソーラーパネルの登記によってその敷地の賃借権の対抗力を付与する、特例の設定を要望します。 ∴☒ソーラーパネルが建物として取り扱われ登記できるとしても、パネルが設置されない同一事業地の同一賃借人の筆にも、建物の登記による対抗力の範囲に含める特例を要望します。 	民間企業	法務省
139	10月30日	12月24日	再生可能エネルギー / プロジェクトファイナンス 契約への担保権設定	<p>○太陽光発電設備への集合動産譲渡担保と工場財団抵当の設定が可能であることを、登記実務を明記する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備への集合動産譲渡担保と工場財団抵当の設定が可能であることを、登記実務を明記する ・東京法務局への照会では、太陽光発電設備に対して、集合動産譲渡担保と工場財団抵当の設定が可能ということであるが、すべての法務局(支所を含む)でこれが可能かは不明である。 ∴因規模なソーラーパネルを建設できるのは地方部であることを考えて、日本全国の法務局が認識できるようにするために、太陽光発電設備に対して、集合動産譲渡担保と工場財団抵当の設定が可能ということであることを登記実務に明記することを要望します。 	民間企業	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
140	10月30日	12月24日	風営法の7号営業である麻雀店の営業において、深夜営業の規制を撤廃、もしくは緩和を検討すべきである	<p>現在マージャンは、「頭脳競技」として、コミュニケーションツールとして、多くの国民に支持され、1000万人以上の愛好者がいるといわれており、シニア世代の健康づくりや生きがい作りとしても、厚生労働省主催の「ねんりんピック」にもマージャンが公式種目として採用される等、社会福祉の点からも大きな広がりを見せている。</p> <p>時代がかわり、風営法施行時の「まあじゃん屋」としてのマージャン営業とは大きく異なり、現在のマージャン産業は健全なアミューズメント産業としてなりたっている。しかしながらマージャン店は風営法で規制される業種の一つとして扱われており、その中で、深夜営業についても制限があり、深夜営業の禁止が定められている。</p> <p>これは「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する」事を目的とし規制されているが、現在のマージャンは健全なアミューズメント産業として成り立っており、その営業においても、室内で行われ、大きな騒音等が発生することもなく、遊技が目的だから飲酒の影響で理性を失う人もおらず、なんら地域の風俗環境の保持や青少年への育成に問題を起こすような事はない。これは仮に深夜であったとしても同様である。つまり、深夜営業を規制しなければならない具体的な懸念事項であろう「酔客による迷惑行為や、暴力団等の素行不良者のたむろ、あるいは飲酒の影響等で風俗上の規範を逸脱するなどの問題が発生するおそれ」などといった深夜帯における地域環境への悪影響はマージャン店営業においては当てはまらず、以上の理由からマージャン店への営業時間の撤廃は十分可能であると思われる。また、深夜営業の禁止規定は、国民の趣味や娯楽を楽しむ時間を、あるいは深夜における消費活動を不要に制限し、マージャン産業のみならず夜の経済活動活性化の大きな障害となっており、国民のライフスタイルの変化や、産業の24時間化・交通網の24時間化が検討されはじめた現在においては、その正当性に疑問を生ずる。以上の理由よりマージャン店営業の深夜営業の禁止規定を撤廃する事、もしくは規制の緩和を検討すべきである</p>	全国麻雀業組合総連合会	警察庁
141	10月30日	12月24日	クラウド及びメディア変換サービスを阻害する規制の撤廃	<p>(具体的内容) クラウドメディア変換サービスの実現のための規制の見直し、個人が所有するコンテンツ(音楽等)をネットワーク上に保管し、視聴する等のサービス(クラウドメディアサービス)及びネットワーク等において公表された情報を活用したクラウドサービスの実現を阻害する規制を見直すべきである。</p> <p>(提案理由) ①クラウド及びメディア変換サービスのうち一定の範囲については社会的ニーズが高く、他方で権利者の利益を損なう可能性は低いことから、認められるべきと考える。解決方法としては、新たな権利制限規定の創設、私的使用のための複製の権利制限の見直しなど、いずれの方法であっても構わない。 ②クラウドやメディア変換に係る新たな事業の創出</p>	一般社団法人電子情報技術産業協会	文部科学省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
142	10月30日	12月24日	電気事業法に関する規制緩和	<p>(具体的内容) 自営網敷設は特定供給・共同受電・特定電気事業でに限定されているが、広域停電時に近隣で互助的に地域電源を利用するための自営網敷設のニーズあり。これを目的に沿っての自営網敷設を可能とする</p> <p>(提案理由) 地域の小規模発電で通常系統接続して一般電気事業者に販売している場合で、広域停電時は前記発電所は運転停止となり、配電線などは無充電となり、一般電気事業者による停電普及を待つことになる。 一方、かかる広域停電時、地域に存在する小規模発電を運転継続し、接続されている配電網を活用して地域のマイクログリッドを形成して一定の電力供給をしたいとのニーズあり。 しかし、一般電気事業者は、安全の確保、特定地域優遇、早期復旧の妨げという観点で、広域停電時の特定地域の配電網の開放は否定的である。本要望は、このような状況下、広域停電時に照らして該当地区だけに着目した災害時専用配電線の敷設の自由度を広げるものである。現在、自営網敷設は電気工作物の重複という観点で特定電気事業による場合、特定規模電気事業による場合、特定供給による場合とに実質限定され、災害時に分散電源を利活用するという視点到に欠けている。</p>	一般社団法人電子情報技術産業協会	経済産業省
143	10月30日	12月24日	電力需要家の電力消費情報の電気事業者以外への開示について	<p>(具体的内容) 使用電力の管理や省エネのためのソリューションを活用できる電力需要家の範囲を拡大するため、電力需要家の消費電力等の情報は、個別契約において需要家の承諾があれば、電気事業者以外の第三者であっても電気事業者と略同等の条件(例えば、検針周期がリアルタイムであるならば、リアルタイム)にて利用可能とする。</p> <p>(提案理由) ①現在、電力会社は、検針員が電力量計から検針したデータ(高圧以上の需要家については自動検針システムにより収集したデータ)に基づき料金計算を行い、需要家に請求している。この検針データについて、電気事業者以外の第三者への情報提供を行う際は、需要家の同意を前提に月単位等の蓄積されたデータを提供することが指針にて定められている。 ②現在、特高・高圧等の事業者は、BEMS等のアグリゲータを活用すれば、リアルタイム検針にもついでエネルギー使用管理が可能であるが、それ以外の需要家は対象とならない。自動検針および、今後のスマートメーターの普及による電力量計のリアルタイムな検針データを、省エネビジネス事業者等、電気事業者以外の第三者が(個別契約内で)利用可能とすることにより、省エネビジネス事業者は、BEMS等のアグリゲータを介さなくても、多くの電力需要家に使用電力の管理や省エネのためのソリューションを提供できるようになる。 ③要望が実現した場合の効果: ・多くの電力需要家の省エネへの取組みが進み、社会全体の省エネ化が促進される。 ・新たなビジネスモデルの創出につながる(アグリゲータのようなデマンドレスポンスビジネスとは異なるアプローチのビジネス、他のデータと組み合わせた新しいビジネス等) ・新たな雇用創出につながる。 ・ピーク電力削減により、電源設備や送電設備増設等の電力会社への経済的な負担を低減することができるため、電気料金の算定根拠となる設備投資を削減することができる。</p>	一般社団法人電子情報技術産業協会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
144	10月30日	12月24日	河川管理施設等の設置基準の明確化	<p>(具体的内容) 地域の防災力強化の観点から、水位計や雨量計などの河川管理施設等の設置基準を明確にし、同施設の設置を推進すべきである。</p> <p>(提案理由) ①「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、河川管理施設等の維持又は修繕の義務の明確化がなされ、その基準の策定が進められている(公布の日:2013年6月12日から6月以内に施行)。 ②近年、ゲリラ豪雨の頻発で、住民も経験したことがないほど水位が短時間に上がり避難を余儀なくされたり洪水被害に至ることも増えたりすることを鑑みると、災害の予見可能性を高めることが重要であり、そのためには水位計や雨量計など河川管理施設等の適切な配置と一級・二級・準用河川の流域全体を通じたネットワーク化が重要である。 現在、国が管理する一級河川では水位計や水量計の設置も進んでおり、その情報も公開されているのに対し、自治体が管理する中小河川では単独での予算措置が困難なことから、水位監視を主に人手に頼っているのが実情である。 そこで、流域全体の防災力強化の観点から水位計や雨量計などの水害を除却・軽減する河川管理施設等の設置基準を定めるとともに、各種施策により、同施設の設置を推進する仕組みを整備すべきである。③これにより、河川の流域全体での面的・線的な水位情報収集や管理、開示が可能になり、水害を未然に防ぐことも期待できる。</p>	一般社団法人電子情報技術産業協会	国土交通省
145	10月30日	12月24日	クラウドによるTV番組録画・VOD配信	<p>TV放送コンテンツを個人が私的使用する目的に供するため、事業者がクラウド上で録画・VOD配信できるよう上記法規の制度見直しを要望する。</p> <p>(提案理由) ①TV放送コンテンツは私的使用目的の場合であっても、「公衆の使用に供する事を目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合」には使用者の複製が認められていない。つまり、家庭内のブルーレイディスクレコーダで個人が録画視聴することは認められているが、事業者がクラウドにTV放送コンテンツをストレージして視聴を要望する個人へVOD配信することは禁じられている。一方、リアルタイムで視聴できなかつたり家庭での留守録忘れなどの理由から「見逃したコンテンツの視聴ニーズは高く、著作権者である放送局が自社や出資会社でIP通信を利用した有料VODサービスを提供しているし、ISPやCATV事業者でも著作権者から許諾をうけ会員向け見逃しVODサービスを提供している。また、スマホやタブレットの普及で、外出先でも録画したコンテンツを視聴するニーズも顕在化しており、著作権法第30条等に抵触しないよう家庭内の録画装置とは別にした通信機能付きNASの商品化もされている。 このように技術や環境が変化し、いままでなかった個人の使用ニーズがでてきており、それに応えたいと考える事業者もいるにもかかわらず、同法の規定で、クラウド事業者がTV番組を録画し視聴を希望する利用者へVOD配信するサービスは認められていない。 ②社会的なエコ(使用電力)の観点からは、ディスクを集中配置するメリットは大きく、同じクラウドでも個人毎にメモリスペースを分割するよりも共用した方が効率的である。本来、より効率的なメモリ共有アーキテクチャーは技術的にも研究開発すべき課題であり、その成果はさまざまなクラウドサービスへの応用も期待できるにもかかわらず、同法規のため企業に開発モチベーションが働かず日本の国際競争力の点からも機会損失になっている。著作権者の権利保護を図りつつ、今日的環境で利用者の利便性向上やサービス多様化を促進するよう、制度の見直しを要望する。</p>	一般社団法人電子情報技術産業協会	文部科学省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
146	10月30日	12月24日	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その1・再販売価格維持行為の見直し)	<p>再販売価格維持行為は、その行為そのものが原則違法という「行為規制」と位置付けられているが、市場での競争減殺効果の評価必須にすべき。 (提案理由)</p> <p>①再販売価格維持行為は、その行為そのものが原則違法という「行為規制」と位置付けられており、市場での競争減殺効果の評価について一切触れられていない。より悪質性の高いカルテル・入札談合では、違法性の判断において市場での競争制限効果を考慮しており、再販売価格拘束規制は、明らかに過剰規制になっている。</p> <p>②本来、マーケティングは、お客様に正しい商品価値を伝え、売れる仕組みを構築することであるが、現在のガイドラインでは、「価格に関することは全てタブー」という意識が強すぎて、一円でも高く売る活動を放棄した結果、商品の供給量を増やす行為＝低価格競争が主眼となっている。価格下落のスピードアップと下落幅が想定を超えて拡大しており、新製品の開発やアフターサービス等のコストが制約を受け、消費者にもデメリットが生じている。</p> <p>③メーカーのみならず、流通事業者、消費者にも以下のメリットがある。</p> <p>(1) 製品安全に関する情報(リコール情報等)やアフターサービス等を的確に入手できる メーカーが販売後の調査により顧客の製品使用・アフターサービス状況の情報を収集。製品事故発生を未然に防ぐ対策や事故発生時の迅速対応が可能になる。</p> <p>(2) ニーズに合った魅力ある商品を手入れできる メーカーが商品開発投資を確保することにより、多様な顧客ニーズに合わせたきめ細やかな商品開発が可能になる。</p> <p>(3) 広告・宣伝や店頭説明により適切に商品を選択できる メーカーが広告・宣伝・販促費用を確保することにより、商品選択に資する情報を適切・タイムリーに提供できる。</p> <p>(4) 買い物に不自由な方がサポートを受けることができる。 地域電器専門店の地域密着の販売活動により買物弱者の救済が可能になる。</p> <p>(5) 価格への信頼感を得ることができる 商品の適正な価値を維持することにより、信頼できる価格情報の提供が可能になる。</p> <p>(6) 脱デフレにも資することになる</p>	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会
147	10月30日	12月24日	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その2・再販売価格維持行為の具体化)	<p>(具体的内容) 再販売価格維持行為が正当化される事例として、「新製品導入時期」や「メーカー間の競争が十分に確保されている場合」などを具体的に明記すべき。 (提案理由)</p> <p>①現行ガイドラインにおいても、再販売価格維持行為の例外が示されているものの、実務上該当するケースは極めて稀であり、例外を規定する実質的な意味がない。</p>	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
148	10月30日	12月24日	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その3・表示価格拘束の合法化)	(具体的内容) 表示価格拘束は、原則合法とすべき。 (提案理由) ①現行ガイドラインでは、チラシ・店頭等での表示価格の拘束は、再販売価格拘束と同様に原則として違法とされている。表示価格に一切関与できないことにより、表示価格の信用性が著しく低下している。 ②店頭でのポイント値引きや一括購入値引き等により実売価格は表示価格と一致しないことが多く、表示価格拘束が再販売価格拘束に繋がるリスクは低減している。お客様への適正価格提示の観点から、表示価格拘束を合法とすることはメリットがある。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会
149	10月30日	12月24日	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その4・流通調査の合法化)	(具体的内容) 流通調査は、原則として合法であることを明記すべき。 (提案理由) ①現行ガイドラインでは、再販売価格拘束の実効性確保を目的とした流通調査が違法となる旨だけが記載されている。 ②製品事故対応やユーザーの使用環境確認など、流通調査は消費者メリットに資することを踏まえ、調査そのものが合法であることを明確にすることは有意義である。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会
150	10月30日	12月24日	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その5・希望価格・参考売価の提示の合法化)	(具体的内容) 希望価格、参考売価を流通事業者に提示することは、原則として合法であることを明記すべき。 (提案理由) ①チラシ・店頭等での表示価格の拘束は、再販売価格拘束と同様に原則として違法とされている。 ②一方、メーカー希望小売価格については、実売価格との乖離が急速に進む観点から、各メーカー共に「オープン価格」対応が慣行になっているが、お客様への適正価格提示の観点から、希望価格や参考売価の提示・表示は実売価格との乖離が生じても原則として合法とすることはメリットが大きい。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
151	10月30日	12月24日	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その6・流通事業者の不正行為の明示)	(具体的内容) 流通事業者の不正行為について以下を禁止行為として明示すべき。 ①価格情報のメーカーへの要求と他の流通事業者への順守の要求 ②事後的な粗利補填の要求 ③不当な価格差の設定、廉売行為 (提案理由) ①流通事業者の違法行為は、優越的地位の濫用行為として、「納入業者に対して取引上優越した地位にある場合に、押し付け販売、返品、従業員派遣要請、協賛金負担要請、多頻度小口発送の要請等が独禁法上問題を生じやすい」と規定されているのみ。また、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法(告示)」第8項とその運用基準は、納入業者を「その取引上の地位が当該大規模小売業者に対して劣っていないと認められる者を除く」と定義しており、事後的な粗利補填に対する直接の記載もない。(したがって、流通ガイドラインの見直しと同時に同告示とその運用基準も見直す必要がある。) ②規制の非対称を解消することにより、より適正な市場環境を整備することができる。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会
152	10月30日	12月24日	「流通・取引慣行ガイドライン」(その7・競合品の取扱い制限、販売地域の制限等に関する要件の緩和)	(具体的内容) 競合品の取扱い制限、販売地域の制限、帳合取引の義務付け、仲間取引の禁止、安売り業者への販売禁止、販売方法の制限について、違法要件を緩和すべき。 市場での有力メーカー(シェア30%以上)が行う行為で競争制限効果が大きい場合のみ違法とする。 (提案理由) ①市場における有力なメーカーの要件は「シェア10%以上」又は「上位3位以内」。セーフハーバーが欧米に比べ、極めて限定的。 ②メーカーや流通事業者のマーケティング手法の多様性を確保できるようになる。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
153	10月30日	12月24日	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その8・インターネット販売の特性などを踏まえた再販価格維持行為等の違法行為の明文化)	インターネット販売の特徴(販売管理費の低さ、価格追尾システムによる即時的な価格変動インパクト等)を踏まえ、再販価格維持行為、非価格制限行為のそれぞれにおいて、具体的な違法行為の明示(各種制限に対する合法的な範囲の拡大を含む)がなされるべき。 ①現行のガイドラインには規定なし。 ②インターネット販売での違法行為が明確になることにより、より適正な市場環境を整備することができる。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会
154	10月31日	12月24日	保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)	(具体的内容) 同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に必要な“認可”を不要としていただきたい。手続きを不要とできない場合は、“届出”に緩和していただきたい。 (理由) 他の会社との兼職規制の趣旨は、保険会社に不利な扱いの防止であると思料するが、保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念においても問題がない。また、業務の親和性も高いことから、グループ全体での迅速な意思決定にも役立つものと思われる。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
155	10月31日	12月24日	子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和	<p>(具体的内容) 収入依存先を(1)子法人等、関連法人等、及び、(2)当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。</p> <p>(理由) 経済界では、分社化や持株会社等多様な組織形態を活用しつつ、事業の再編や業務展開の多様化を急速に進めている。法制度や会計基準等も連結中心の考え方となりつつある。保険会社も例外ではなく、収入依存先についても、この連結の概念に従うことが適当である。また、損害保険会社は代理店を主たる販売チャネルとしている。代理店に対する教育・研修業務や販売用具の斡旋業務など、代理店も収入依存先に加えることが適当である。</p> <p>第1回国民の声にて「保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討する」旨の回答されており、是非ともこの点を踏まえた検討をお願いしたい。</p>	一般社団法人 日本損害保険協会	金融庁
156	10月31日	12月24日	少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提出の廃止	<p>(具体的内容) 少額短期保険主要株主承認申請において、保険持株会社および保険会社が株主となる場合、取締役等の住民票の提出を不要とする。</p> <p>(理由) 少額短期保険事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者に関する承認申請にあたって、その者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書について、住民票の抄本の提出が必要とされ、また個人である場合の当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類についても住民票の抄本の提出が必要となっている。</p> <p>そもそも保険持株会社および保険会社は保険業法の管下におかれた存在であり、同法施行規則85条においても取締役等の就任、退任は届出の対象となっているため、少額短期保険主要株主承認申請にあたって、ことさらに取締役等の住民票の提出を求める必要はないものと考えられる。</p>	一般社団法人 日本損害保険協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
157	10月31日	12月24日	<p>保険会社の子会社業務としての「防災事業」「介護サービス関連事業」の範囲を拡大する。</p>	<p>(具体的内容) 保険会社の子会社・関連会社に営むことが認められている業務と親和性の高い業務を行えるように範囲の拡大を行う。 (1) 保険業法施行規則第56条の2第2項第8号の「事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務」について、「調査、分析又は助言」以上の防災活動を有料事業として行うことは認められておらず、顧客ニーズに沿った防災サービスを提供しようとするにあたって障害となるケースがあるため業務範囲の拡大を要望する。(例えば、設計および運用を助言した防災システム等の販売(※受注後に発注・納品を行うなど、在庫リスクを僅少とする管理を実施)) (2) 保険業法施行規則第56条の2第2項第6号および保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-1-(2)-(5)-イ)の「介護サービス関連事業」について、医療に関する事業(訪問看護等)と福祉用品販売・レンタル事業を行うことは認められていないため、これら業務が行えるよう業務範囲の拡大を要望する。 (理由) (1) 規制緩和が実現した場合、助言にとどまらず、ソフト&ハード共に充実した総合的な防災サービスを提供することが可能となり、消費者の満足度を高めるとともに、リスクを軽減し、社会の安全・安心に寄与する。 (2) 介護サービス関連事業者の多くが提供している極めてメジャーなサービスであるが、保険会社の子会社となると保険業法の制約を受けるため、実施できない事業となっているもの。介護サービス事業者として、サービスに一部医療の領域が入るのは避けられないところであり、社会的なニーズに即する介護サービスの充実に寄与する</p>	一般社団法人 日本損害保険協会	金融庁
158	10月31日	12月24日	<p>ロードアシスタンス提供時の旅客輸送の規制を緩和する。</p>	<p>(具体的内容) 道路運送法では、有償にて旅客を乗せて自動車を運行することを禁じられているが、レッカー牽引車両が有償旅客自動車登録をしていない場合であっても、顧客の自動車を牽引する場合、顧客を同乗させることが法違反に当たらない旨を明示する。 (理由) 走行不能時の現場対応として、レッカー車による牽引を行うが、無償であっても、顧客を同乗させた場合は、有償旅客運送とみなされる可能性があり、事故・故障により移動手段を失った顧客の要望に応えられないケースがある。規制緩和によって、走行不能時の現場対応として、より顧客ニーズに沿ったロードアシスタンスサービスの提供が可能となる。また、高速道路等で緊急避難が必要な場合においても、レッカー車等による迅速なドライバー輸送が可能となれば、顧客の人身安全確保および送迎者による停車車両の発生を減じ、2次的な事故発生の抑制にも寄与する。</p>	一般社団法人 日本損害保険協会	国土交通省